平成23年度　一般会計歳出　第　7　款　2　項　1　目　13　節　委託料			
受付番号	種目番号 －	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課　計画係　　担当　樋口（ヒグチ） 電話671-2535

設　計　書

1　委　託　名	保土ケ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託（保土ケ谷輸送）
2　履　行　場　所	保土ケ谷区狩場町３５５番地
3　履　行　期　間	■期間　　平成23年４月１日から平成24年３月31日まで
又　は　期　限	□期限　　平成　　年　月　日まで
4　契　約　区　分	■確定契約　　□概算契約
5　その他特約事項	なし
6　現　場　説　明	■　不要
	□　要　　（　月　日　時　分、場所　　）
7　委　託　概　要	本委託は、横浜市資源循環局保土ケ谷工場に搬入される燃やすごみを積替、指定した搬入施設に運搬を行う中継業務を委託するものである。

8　部分払

■する　　（12回以内）

□しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年４月分）	23年４月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年５月分）	23年５月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年６月分）	23年６月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年７月分）	23年７月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年８月分）	23年８月	27	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年９月分）	23年９月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年10月分）	23年10月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年11月分）	23年11月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成23年12月分）	23年12月	26	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成24年１月分）	24年１月	24	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成24年２月分）	24年２月	25	日		
燃やすごみ中継輸送業務（平成24年３月分）	24年３月	27	日		

＊　単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

＊　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　）で囲む。

委託代金額　　￥

内訳　　業務価格　　￥

消費税等相当額　　￥

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
保土ケ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託(保土ケ谷輸送)						
直接人件費						
運転管理業務(所長)			人			
運転管理業務(運転手)			人			
運転管理業務(車両誘導)			人			
運転管理業務(場内清掃)			人			
運転管理業務(クレーン操作・保守整備)			人			
運転管理業務(クレーン操作)			人			
小計						A
直接物品費						
工具損料等		1	式			
燃料(大型車)		1	式			
小計						B
直接業務費						C (A+B)
業務管理費		1	式			D
業務原価						E (C+D)
一般管理費		1	式			F
高速道路利用料		1	式			G
業務価格						H (E+F+G)
消費税等相当額						I
業務委託料						J (H+I)

※概算数量の場合は、数量及び金額を(　)で囲む

横浜市資源循環局

保土ケ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託（保土ケ谷輸送）特記仕様書

1　委託概要

本委託は、横浜市保土ケ谷区狩場町３５５番地所在、横浜市資源循環局保土ケ谷工場に搬入される燃やすごみを積み替え、指定した搬入施設へ運搬する中継業務である。

業務履行にあたっては、横浜市（以下「甲」という。）の設備を、受託者（以下「乙」という。）が適切に運転保守管理し、業務を遂行するものとする。

2　履行期間

平成 23 年４月１日から平成 24 年３月 31 日までの月曜日から土曜日（祝日も含む）とし、日曜日及び年末年始作業休止期間（12 月 31 日～１月３日の４日間）は休日とする。

3　処理量

資源循環局保土ケ谷工場の設備を使用し、一日平均 350 トンの燃やすごみを大型破砕車へ積替え、搬入施設へ運搬する。

なお、季節変動等による搬入量の増減や、年末年始期間などにより運搬する燃やすごみの量の増減があるが、その場合でも、契約金額の変更は行わないものとする。

※参考（21 年度一日平均搬入実績：約 331ｔ）

4　設備等の構成

（１）中継設備

ア　受入設備

(ｱ) 投入ステージ（シャッター、エアカーテン、投入扉含む）

(ｲ) ごみピット室

(ｳ) ごみ供給クレーン

イ　ごみ積替装置

(ｱ) 受入ホッパ

(ｲ) 供給装置

(ｳ) 排出装置

(ｴ) 排気装置

ウ　その他設備（脱臭装置、消臭剤噴霧装置）

エ　各機器に付属する電気設備

（２）中継車両 18 台（うち２台は車検等予備車）

5　本委託に適用する仕様書等

乙は、別紙「本委託に適用する仕様書等」を遵守すること。

6　業務従事者

（１）乙は、本業務を適正かつ円滑に行うために、次の資格を有した人員（以下「従事者」という。）を確

保する。

ア　安全運転管理者（道路交通法）

イ　大型自動車運転免許（道路交通法）

ウ　整備管理者（道路運送車両法）

エ　安全衛生推進者（労働安全衛生法）

オ　酸素欠乏危険作業主任者（労働安全衛生法）

カ　玉掛け作業主任者（労働安全衛生法）

キ　クレーン・デリック運転士免許（労働安全衛生法）

（2）乙は、本業務にかかる中継設備及び周辺機器類の取り扱いに相当の技能と経験を有し、過去に中継施設の運転管理業務もしくは、修繕、点検業務に従事した実績を有するものを従事させるよう努めることとする。

（3）乙は、現場責任者・副責任者・作業員等の氏名・職務分担及び資格等を記載した「現場責任者・業務従事者選定通知書」を提出し、甲の承認を得なければならない。また、記載内容に変更があった場合は、速やかに報告するとともに書類の提出を行うこと。なお、交替させる場合も同様とする。

（4）責任者は、搬入施設へのごみの運搬業務は行わず、常に連絡が取れ、甲の指示等に即時対応できる体制となっていること。

（5）責任者は、契約書・仕様書・プラント設備内容・搬入計画等を熟知し、甲との連絡を緊密に取りながら委託業務を適正かつ円滑に遂行するものとする。

また、甲との車両に関わる事項については現場責任者が対応を行うこと。

（6）乙は、従事者の士気高揚、意思統一、連絡事項・注意事項の周知徹底等を図るため、業務開始前に毎朝必ず全従事者を集め朝礼を行うこと。なお、交代制等により、時差勤務させる場合にも、朝礼の内容を伝えること。

（7）乙は、本業務の従事者で、甲が本業務遂行上不適格と認めた場合、乙は速やかに本業務から離し、代行者として承認を受けた者を従事させなければならない。

（8）乙は、業務上危険が伴う作業においては、従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。

（9）乙は、地震・風水害等の緊急事態発生時に備え、従事者の勤務外の非常呼び出しに応じられる体制を確立しておかなければならない。

7　施設の使用

本業務に必要な施設については、甲の指示する施設を使用することができる。ただし、資源循環局保土ケ谷工場へは自家用車での通勤（オートバイを含む）は原則として禁止する。業務で必要な車両を工場内にやむを得ず駐車する場合は、甲の許可を得て、許可証を車内に表示した状態で、甲の指示する場所に駐車すること。

8　機器類の無償貸与

甲は、本業務に必要な機器類（中継用車両等）を以下のとおり、乙に無償貸与するものとする。

（1）乙は、甲所有または甲所有施設に付属する機器類を使用して業務を行う。

（2）乙は、貸与機器類を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機器を転貸、担保に供し、

又は委託業務以外の用途に供してはならない。

（3）乙は、貸与機器類が滅失、紛失又は破損した時は、ただちに報告書及び確認がとれる写真を甲に提出しなければならない。この場合において、乙は、甲の指示するところにより乙の負担において修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。

（4）天災その他不可抗力による損害については、双方協議して定めるものとする。

（5）乙は、貸与機器類の引き渡しを受けた時は、機器類の借用書を作成して甲へ提出する。

9　中継輸送業務

（1）共通事項

ア　連絡調整等

乙は、毎日の作業開始前に、甲の指示する事項の連絡または打ち合わせを行い、毎日の作業終了後、点検表や運転日報等を甲に提出し、あわせて作業の報告を行うこと。また、甲が搬入計画、ピットワーク、使用クレーン等の指示をした場合、これに従うこと。

イ　作業時間

作業時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分とし、作業開始時間を厳守すること。ただし、作業開始及び終了時間を変更する場合がある。

なお、年度当初や年末年始などのごみ量が増加する時期などは、搬入が作業時間外になることがあるため、甲が必要と認め、指示した場合には、これに従うこと。

ウ　操業停止時の作業

乙は、故障等により輸送業務が行えない場合には、機器の点検や清掃作業、車両の洗車を行うこと。

（2）中継設備運転業務

ア　業務内容

(ｱ) 始業前点検

乙は、甲が指定する日常点検表ならびに必要な項目について、点検を行うこと。（別紙保守点検リスト参照）

(ｲ) 投入ステージの開閉

乙は、収集車が搬入できるように、搬入開始までに収集車両を誘導するための案内表示盤の操作及び投入ステージ内のシャッターを開けるとともに、業務終了後にはシャッターを閉めること。

(ｳ) 収集車両の誘導及び搬入されるごみの監視

乙は、作業時間中は常に投入ステージに人員を配置し、収集車がごみピットに排出しやすいように誘導すること。また、ごみピット内に所定のごみ以外の危険物・異物が投入されていないか監視すること。

(ｴ) ピット転落・火災等の監視

乙は、ごみピット内への転落事故や火災が発生した場合には甲の指示のもと、迅速な対応を行うこと。

(ｵ) ピット内調整

乙は、収集車が、収集したごみを排出する際に支障が無いよう、ごみ供給クレーンを使用し、ピット内のごみの高さをスロープ以下にすること。年末年始期間などは搬入量が増加するため、クレーンの操作人員を増やすなど、適切な対応をすること。

(ｶ) ごみ積替装置への供給作業

乙は、ごみ積替装置に、ごみピット内のごみをごみ供給クレーン（１号から３号の３基）を使用し、ホッパに定量的に供給を行う。搬出車両１台あたりの平均積載量は、5.7 トンとする。

(ｷ) ピットワーク

乙は、２つのピットを交互に使用することとし、搬入されたごみの腐敗防止に努めること。

また、ピット底部に堆積したごみの長期滞貨を防ぐため、一週間程で概ね空の状態とすること。

(ｸ) 各装置の作動確認事項

乙は、操作中は常に設備の監視を行い、中継用車両からのごみこぼれ等の異常があれば調整・除去等を行うものとする。なお、本作業は中継用車両の運転手がエプロンコンベヤと中継用車両の接合部付近で行うこと。

(ｹ) 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の周辺は、埃、汚れ等により機器の故障を誘発しないように清潔な環境を保つこととし、作業時間内に各機器、作業場等の清掃を速やかに行うこと。

なお、投入ステージの清掃は転倒防止および臭気対策として午前、午後各１回以上行い、投入ステージの側溝部分（グレーチング）の清掃は週に２回以上行うこと。

設備及び周辺においては投入時にバケットから漏れたごみや、供給装置周辺の通路や屋根に落ちたごみは速やかに除去することとする。

(ｺ) 終業点検・定期点検等

ｲ　運転操作

設備機器の運転については、「取扱説明書」等に従い適正に操作する。

(ｱ) ごみ供給クレーン

ａ つり荷の斜め引き操作による地切りは、ワイヤロープの切断やジブの折損及び荷揺れ等の恐れがあるため行わない。

ｂ クレーンを全速から急激に停止させる運転や、 いきなり全速にノッチを入れる運転は行わない。

ｃ 電動機が慣性で回転している時は、危険を回避する目的以外で逆転制動を行わない。逆転制動は、クレーンの機械部分や構造部分に大きな衝撃が掛かるため、クレーンを逆方向に運転する時は電動機が停止してから逆転しなければならない。

ｄ 巻上げを過巻防止装置によって停止させてはならない。 また、巻下げる時は巻下げ過ぎないように注意すること。

ｅ 定格荷重（1･2 号機：6.8ｔ、3 号機：4.5t）を超過しないこと。

ｆ 作業終了時はワイヤロープを調整し、クレーンを垂直に保つこと。

(ｲ) ごみ積替装置

乙は、供給装置および排出装置にアーチングが発生しないようにごみを供給すること。また、アーチングが発生した場合には、工場職員へ連絡するとともに解除すること。

(ｳ) 脱臭装置

乙は、甲が指示した場合を除き、作業開始時及び終了時に脱臭装置、消臭剤噴霧装置、エアカーテン等の稼動及び停止を行うこと。

なお、装置に使用する薬剤及び活性炭の購入や再生は甲が行うものとする。

ウ　点検業務等

乙は、設備等を適正に運転管理するために、日常点検（始業前および終業点検）および定期点検作業を行うこと。このとき別紙の様式（参考点検用紙）の項目を中心に点検し、関連する周辺部分の異常もあわせて確認を行う。異常を発見した場合は、速やかに対処し作業の遅延等の無いよう処置すること。また、甲が必要と考えるものは別途実施すること。

(ｱ) 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、乙の実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ａ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

ｂ 取り付け不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整

ｃ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

ｄ 次に示す消耗部品の交換及び補充

ランプ類（高さ３．５m以下に限る）	フィルター類
ヒューズ類	乾電池類
パッキン、0 リング類	潤滑油、グリス、充填油等

ｅ 接触部分、回転部分等への注油

ｆ 軽微な損傷がある部分の補修

ｇ 塗装（タッチアップペイント）、その他の部品補修、その他これらに類する作業

ｈ 消耗品、支給材料の在庫管理

(ｲ) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、毎日点検を行うこと。主として目視、触感、調整及び記録、油漏れ確認、指定箇所の注油脂、可動部分の動作確認、ランプの点灯確認、各制御スイッチ類の動作確認、オイル量（オイルタンク内）確認等の作業である。

(ｳ) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び磨耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、１週間、１箇月等の期間を定めて点検を行うこと。主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業である。乙は本点検により、経年変化等により今後修繕等が必要となる部位を甲へ報告する。

(ｴ) 臨時点検

故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するため、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業を行うこと。

エ　機材等

本業務に必要な工具・材料・油脂等は、全て乙の負担で準備し、乙の責任・管理のもと運用する。甲が使用するものを指定した場合には乙は指定のものを準備し、使用すること。

オ　修繕等の範囲

(ｱ) 軽微な故障の対応

軽微な故障とは、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的支援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる故障を指し、これにより正常に機能しない場合は、乙は速やかに処置し甲に報告するものとする。

(ｲ) 故障、事故時の対応

軽微な故障以外で正常に機能しない場合、速やかに報告し甲により修理するものとする。ただし乙の操作ミス等に起因する故障や、破損事故については甲乙協議のうえ原因者の負担で修理を行うものとする。このとき、修理に関するメーカーへの依頼は甲が行うものとし、乙の単独判断による手配は禁止する。ただし甲が指示した場合はこの限りではない。

カ　故障修理中の運転操作

甲または、メーカーによる故障修理や調整の際に、動作確認が必要な場合は、甲の指示により乙が操作する。

キ　その他主要機器の仕様

(ｱ) ごみクレーン

型式	電動油圧式クラブバケット付天井走行クレーン
定格荷重	1･2 号機：6.8ｔ、3 号機：4.5t
クラブ自重	1･2 号機：約 8.0ｔ、3 号機：5.0t
走行距離	約 90m
径間	20.7m
揚程	31.6m
操作方式	遠隔操作
数量	３基（１、２、３号クレーン）

※天井クレーン５ﾄﾝ以上が運転出来る資格（クレーン・デリック運転士免許等）

(ｲ) 脱臭装置（１）

処理風量	20,000m^3／h
運転時間	24 時間運転
臭気組成	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気
吸着剤	椰子殻活性炭
電動機	３φ400V、18.5kW
運転操作場所	現場

(ｳ) 脱臭装置（２）

処理風量	36,000m^3／h
運転時間	中継設備運転時
臭気組成	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気
吸着剤	椰子殻活性炭
電動機	３φ400V、75kW
運転操作場所	現場、遠方（投入ステージ内）

(ｴ) 投入扉・油圧ユニット

寸法	1,940mm×5,900mm　×　2 枚
重量	1,086kg／枚　×　2 枚
材質	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気

油圧ポンプ	型式	TCP5－L80－MR1－A
	定格圧力	17.5MPa
	最高圧力	21MPa
	容量	80cm3／rev
	電動機	３φ400V、11kW　×　２台
油タンク容量		450 ℓ（実容量 489 ℓ）
作動油		コスモオルパス４６（コスモ石油製）
運転操作場所		現場（投入扉前）、遠方（投入監視室内）

（３）中継運搬業務

ア　業務内容

(ｱ) 始業前点検等

乙は、道路運送車両法第 47 条の２第２項により、同法第 48 条第１項第１号に掲げる自動車について別表第１（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）で定める日常点検を行い、その点検結果を記録する。さらに必要に応じて修繕を行うなど安全作業に努めることとする。

なお、点検結果は甲が提出を求めた場合に提出できるよう保管すること。

(ｲ) 搬出車両へのごみの積込み

積込みの際は、エプロンコンベアと搬出車両の接合部分で監視を行い、適正に積込みを行う。

なお、積込作業中に中継設備及び車両等に破損等が発生した場合は原則として乙の責任において現状復帰するものとする。

(ｳ) 積載量

１回あたりの積載量は当該車両の最大積載量（6.2t）を超えないものとし、平均積載量は 5.7 トンとする。また、搬出時の計量確認は工場内計量装置により行うこと。当該車両に過積載が認められた場合には、乙の責任において速やかに積荷を降ろし、過積載を解消すること。

(ｴ) 運搬

ａ 運搬の際は、出発前に荷箱及び荷箱周辺に消臭剤を噴霧すること。なお、薬剤の購入は甲が行うものとする。

ｂ 運搬の際は、後部スライドカバーを必ず閉じること。

ｃ 重量その他安全走行の確認が終わった後、資源循環局保土ケ谷工場を出発し、搬入施設へ搬入する。

なお、搬入施設及び搬入割合は原則として以下のとおりとする。

名称	所在地	搬入割合
鶴見工場	鶴見区末広町１丁目１５番地１	約７割
金沢工場	金沢区幸浦二丁目７番１	約２割
都筑工場	都筑区平台２７番１号	１割未満
旭工場	旭区白根二丁目８番１号	１割未満

ｄ 運搬の際は、法定速度の遵守など、道路交通法等関係法規を遵守し、資源循環局保土ケ谷工場及び搬入施設では構内速度や搬入経路を遵守するとともに、安全運転を心掛けること。搬入経路については甲の指示によるものとする。

ｅ 運搬の際は、汚物や汚水が道路上にこぼれないようにするとともに、騒音や振動により運搬経路周辺の住環境に支障をきたさないよう、十分注意すること。

ｆ 搬入施設に到着したら、計量装置で重量を量り、計量伝票受領後に係員の指示に従い、ごみを排出する。その際は、他の収集車両等に留意する。また、計量時に使用する車両重量が記憶されたICカードは甲が貸与する。

なお、ICカードを紛失・破損した場合は、実費弁償することとする。

ｇ 運転状況・搬入量等の日々の作業状況を各車ごとに作成し、作業終了後に全車両の実績を甲が用意する端末で入力し、甲に報告すること。

(ｵ) 洗車

最終運搬業務終了後に、指定場所において使用した全車の、車両のキャビン内部、ホッパー部及び荷箱内部を念入りに洗車すること。ただし、当日の積置車両はその限りではないが、前日に洗車を行わなかった積置車両については翌日の作業終了後に必ず洗車を行うこと。車両本体については各車両が２週に１度は洗車を行えるよう計画的に実施し、洗車の実施状況は甲に報告を行うこと。

(ｶ) 搬入時間

搬入施設の搬入時間は、午前８時30分から午後４時45分とする。ただし、やむをえず、上記の時間を過ぎる場合は、甲と調整したうえで搬入するものとする。

イ　道路通行料金

有料道路を使用することで効率的、効果的に運搬できる場合は、乙の負担で有料道路を使用できることとする。

ウ　運転操作

車両特殊装備部分の操作については、「取扱説明書」等に従い適正に行うこと。

エ　消耗機材の範囲

消耗機材の取扱いは、次のとおりとする。

(ｱ) 中継用車両は全て（予備車も含む）自動車任意保険（対人対物無制限）に乙の負担において加入する。

なお、車検及び車検に係る重量税、自賠責保険及び法定点検については、甲の負担とする。

(ｲ) 運行に必要な燃料・油脂類及び工具・ランプ・タイヤ類等消耗機材については、乙の負担・責任で補給するものとする。

(ｳ) 中継用車両のエンジンオイル（JASO　DH-2）及びオイルエレメントは原則として走行距離25,000㎞又は稼動から６箇月が経過した時点で交換を行う。

ただし、甲が指示した場合はこの限りではない。

オ　法定点検及び車検時の対応

(ｱ) 法定点検及び車検時には、乙は甲の指定する施設へ車両を持ち込むこととする。なお、その際は各種点検に支障が無いよう、車両のキャビン内部、ホッパー部及び荷箱内部を念入りに洗車して持ち込むこととする。さらに必要書類（車検証、定期点検記録簿等）の提出をすること。また、タイヤの残溝については3.2㎜以上、燃料は満タンにすること。

(ｲ) 各種点検の日程については、甲の指示する日程とする。

(ｳ) 車両持込時においては、甲の車両確認検査を受けるものとする。なお、ボディ及びバンパー等に傷がある場合は、乙の責任においてこれを修理する。

カ　修繕等の範囲

(ｱ) 車両の修繕（走行中の飛石による破損等含む）は原則として乙が行う。また、乙の過失が認められるもの（交通事故及び自損事故含む）は甲の指示のもと乙の責任において修理する。

なお、いかなる傷等も乙の責任において現状復帰するものとする。現状復帰する際には作業前、作業中、作業後の修繕箇所及び車両番号を撮影し、書面にて甲に報告を行うこと。

(ｲ) 車両等の適正な運行の下、経年変化により修繕が必要と甲が認めたものについては、別途協議する。

キ　故障について

車両故障時においては、甲の指示に従い、速やかに対応するものとする。

ク　車両確認について

業務履行終了時において、車両の不具合等の確認を甲、乙双方立会いのもと行うこと。

ケ　緊急時の搬送替え

突発的な事故等により搬入施設に搬入ができない場合は、甲、乙協議のうえ、搬送替えをすることがある。

10　提出書類

（1）乙は、廃棄物処理委託契約約款に定める書類を、次のとおり提出すること。

ア　委託契約履行着手届出書（業務履行開始２週間前まで）

イ　委託代金内訳書（業務履行開始２週間前まで）

ウ　委託業務完了部分確認請求書（翌月の７日まで）

エ　委託契約履行完了届出書（平成 24 年３月 31 日の業務完了後、速やかに提出すること。）

（2）乙は、下記の書類を甲に提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
クレーン・デリック運転士免許等（写し）	機器の事前確認前	２部	
現場責任者・業務従事者選定通知書	３月９日まで	２部	
配置人員表	業務履行開始２週間前	２部	
緊急連絡網	業務履行開始２週間前	２部	
貸与機材類の借用書	業務履行開始前	２部	
貸与機材類の滅失、紛失又は破損報告書	発生時	１部	
運転日報	当日中	１部	
日常点検表	当日中	１部	別紙参考
月例点検表	翌月１０日まで	１部	別紙参考
事故速報	発生時	１部	様式別紙
事故報告書	発生時の翌日	１部	
事故指導報告書	発生時から７日以内	１部	

11　その他

（1）乙は機器を安全に操作するため、業務履行開始前（３月下旬の１週間程度）に甲の指示に従って、委託対象機器の実機で運転確認を十分行い、機器の操作方法および状態を詳細に把握すること。なお、そ

の際の費用負担については、乙の責任によるものとする。

（２）乙は業務開始後に甲の指示のもと、ピット転落救助訓練等の研修に参加すること。またその内容についてはすべての作業員が把握し、緊急時の対応が行える状態とすること。

（３）乙は次年度受託者に対し、文書等により本委託業務で行う作業全てを引き継ぐこと。また、文書によれない運転操作については、甲の許可を得て、実機を使用したトレーニングを行い安定稼動が可能な状態に育成すること。

（４）甲の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切乙の責任において処理するものとする。また、その際は、直ちに甲や警察、病院等に連絡するなど、自ら必要な初動対応を行い、適切な処置を取ること。甲への通報の際は、「事故における対応について」（別紙）にそって行うこととし、新たな情報が入り次第、電話及びＦＡＸにて、「事故速報」の内容を即時に連絡すること。現場責任者は速やかに事故現場に急行し、関係者に対し、誠意を持って対応すること。事故発生時の最終的な対応結果については、「事故速報」を使用し事故発生当日中に、書面にて速やかに甲へ報告すること。

　また、その後速やかに「事故報告書」及び「事故指導報告書」を甲へ提出し、再発防止の策を講じること。車両や中継設備などに破損等がある場合には対象箇所及び車両番号を撮影し、報告書と共に甲へ提出すること。

（５）書類提出の際に使用する紙、インク等の消耗品は乙の負担とする。

（６）乙は損害が生じた際の債務不履行による業務停止を防止するため、保険をかけるなどの方策を講じなければならない。

（７）乙は、業務上危険（酸素欠乏等）が伴う作業においては、従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。

（８）乙は、本委託業務の履行に際して、道路交通法・労働安全衛生法及び関係法令を遵守するとともに横浜市資源循環局工場構内作業基準を遵守し安全管理に努めなければならない。

　また、甲と協議の上、緊急連絡網を作成し、危機管理体制に努め、甲との連絡及び従事者の勤務外の非常呼び出しに応じられる体制を確立しておき、地震や風水害等の災害緊急時の作業等については、甲の指示に従わなくてはならない。

（９）乙は、地震・風水害・ピット火災等緊急事態発生時に備え、甲と協議のうえ、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、甲の承諾を受けなければならない。

　ア　緊急事態への準備

　イ　緊急事態発生後の対応

　ウ　業務の早期復旧

(10) 乙は、本委託により得た資料および情報について、乙において厳重に管理のうえ甲の業務を委託される担当者のみで取り扱い、複製等あるいは第三者に貸与、譲渡等してはならない。

(11) 乙は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(12) 乙は、作業中、常に長袖・長ズボンの作業着（乙において統一したものに限る）・名札・手袋・安全靴・ヘルメット（ごみピット室のみ）その他従事者の安全対策上必要なものを着用すること。

(13) 乙は、いかなる理由があっても、市民等から金品その他のものを収受してはならない。

(14) 乙は、市民等から運搬業務に関する苦情等を受けたときは、誠意を持って対応すること。また、対応内容を速やかに、甲に書面にて報告すること。

(15) 乙は、従事者の労務管理等の一切の責任を負うものとする。また、本業務の公共的使命の重大性に鑑み、従事者の争議・退職・欠勤等に対処できる体制を整えておくとともに、労務管理を十分に行わなければならない。

また、乙は従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法・その他関連法令の定めるところにより、従事者に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生ならびに研修等について適正に実施すること。

(16) 乙は、業務の遂行にあたって、甲の施策に協力するよう努めなければならない。

(17) 見学者については、甲と調整のうえ対応すること。

(18) 前記までに定めるものの他、業務の実施に関する事柄については、甲と乙が協議のうえで決定する。

(19) 甲は、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

(20) 乙は、本市から、本件委託業務の適正な履行に必要な範囲において、必要な報告書の提出や、帳簿書類その他の物件の検査、事業所等への立入調査を求められた場合には、これに協力しなければならない。

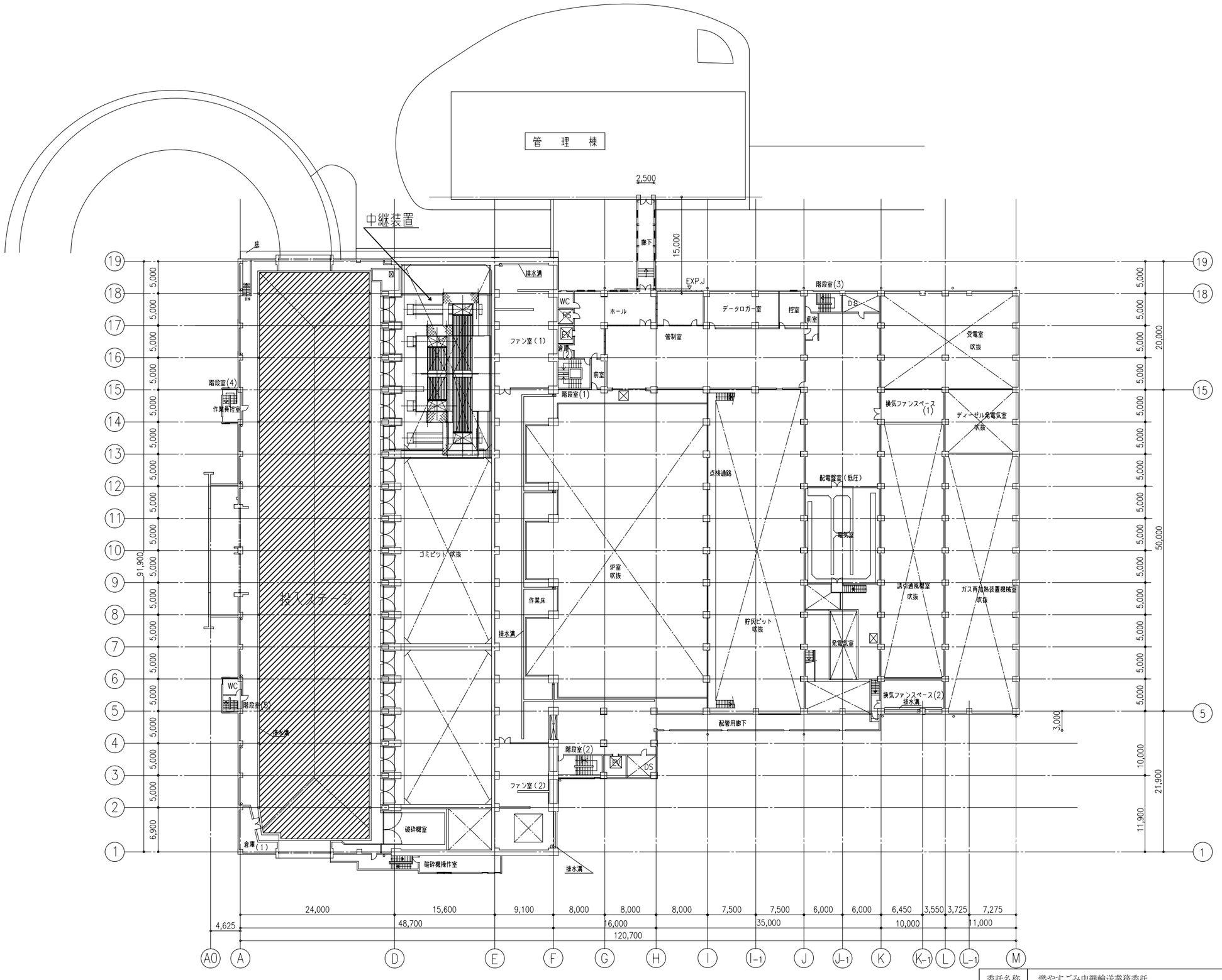

2 階 平 面 図

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	1 / 11
図面名称	工場内平面図	縮尺	A3：1/600

横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課

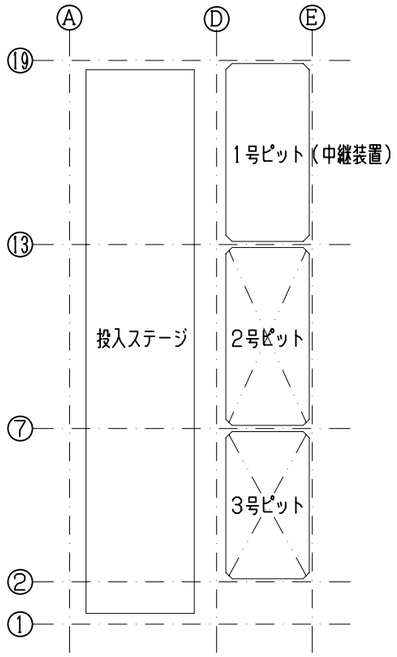

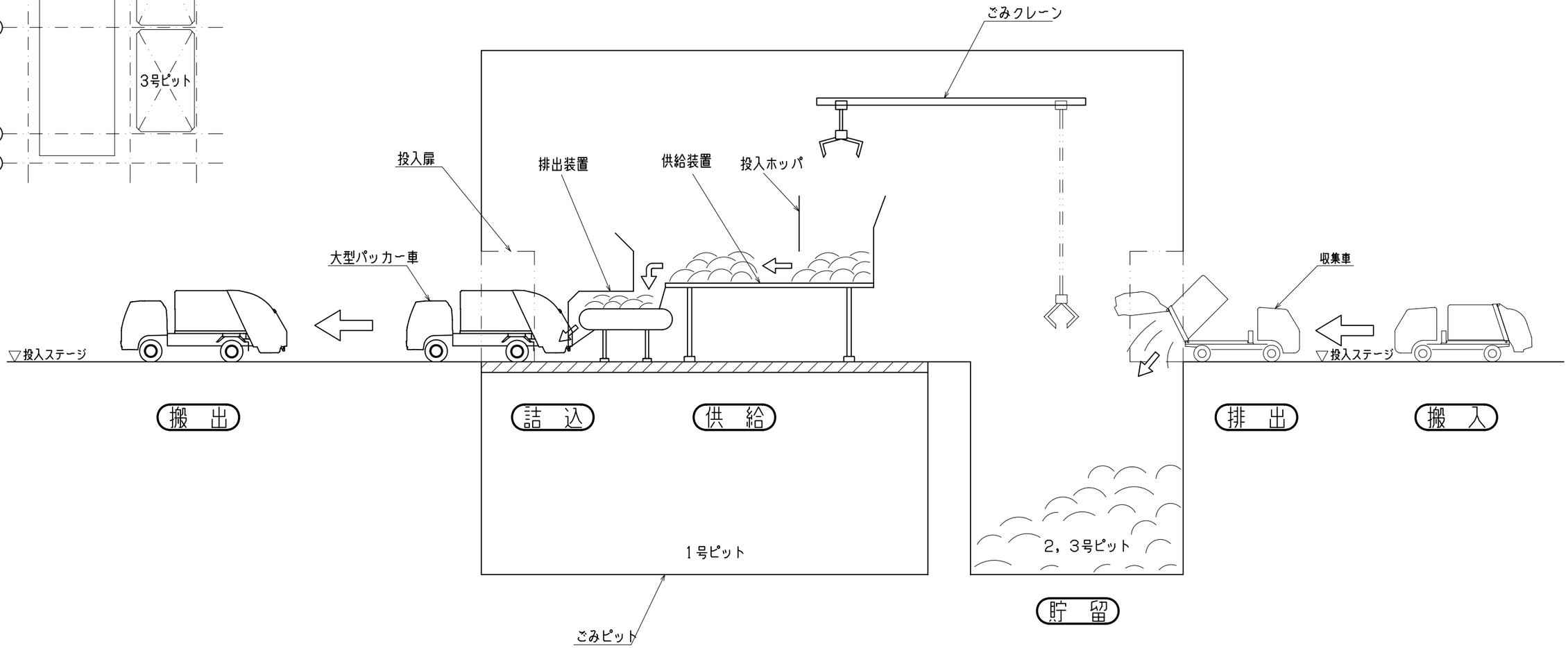

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	2 / 11
図面名称	ごみ積替装置　設備フローシート	縮尺	A3：NON
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

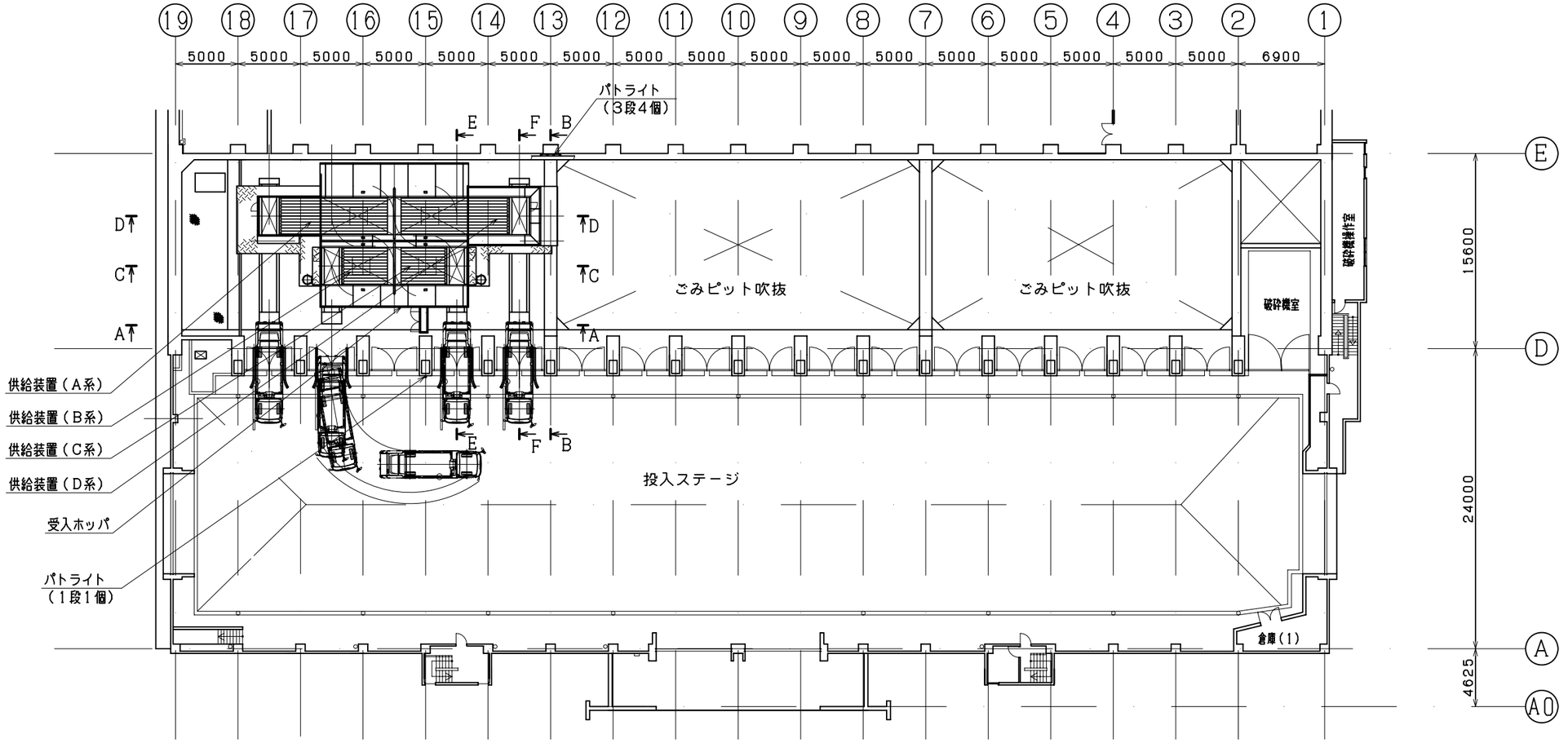

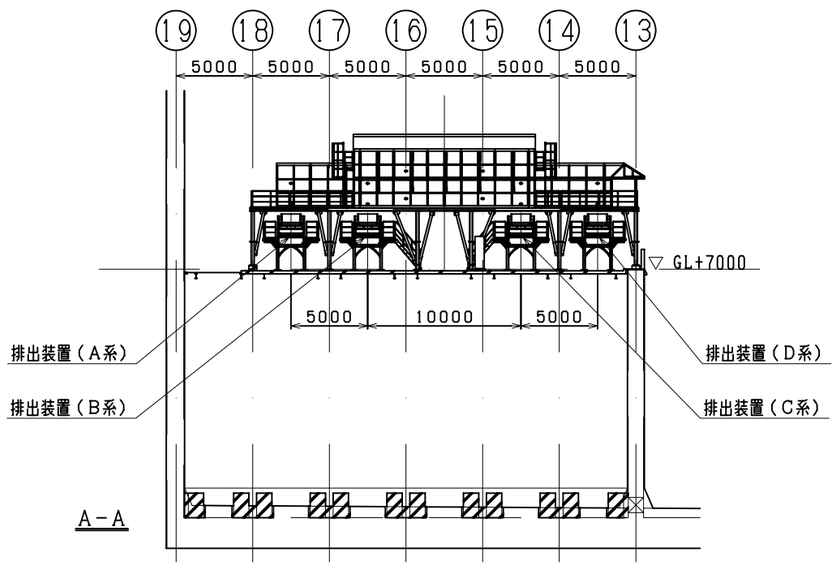

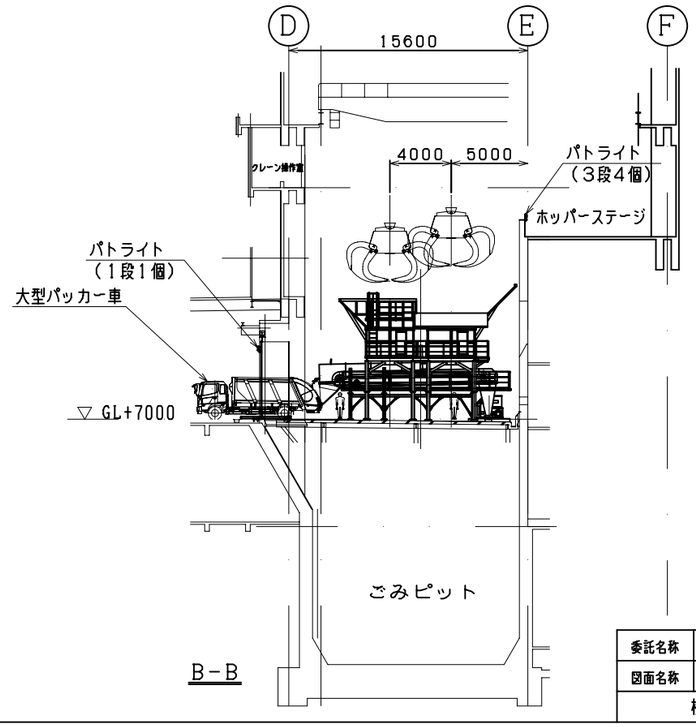

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	3 / 11
図面名称	ごみ積替装置　全体配置図	縮尺	A3：1/400

横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課

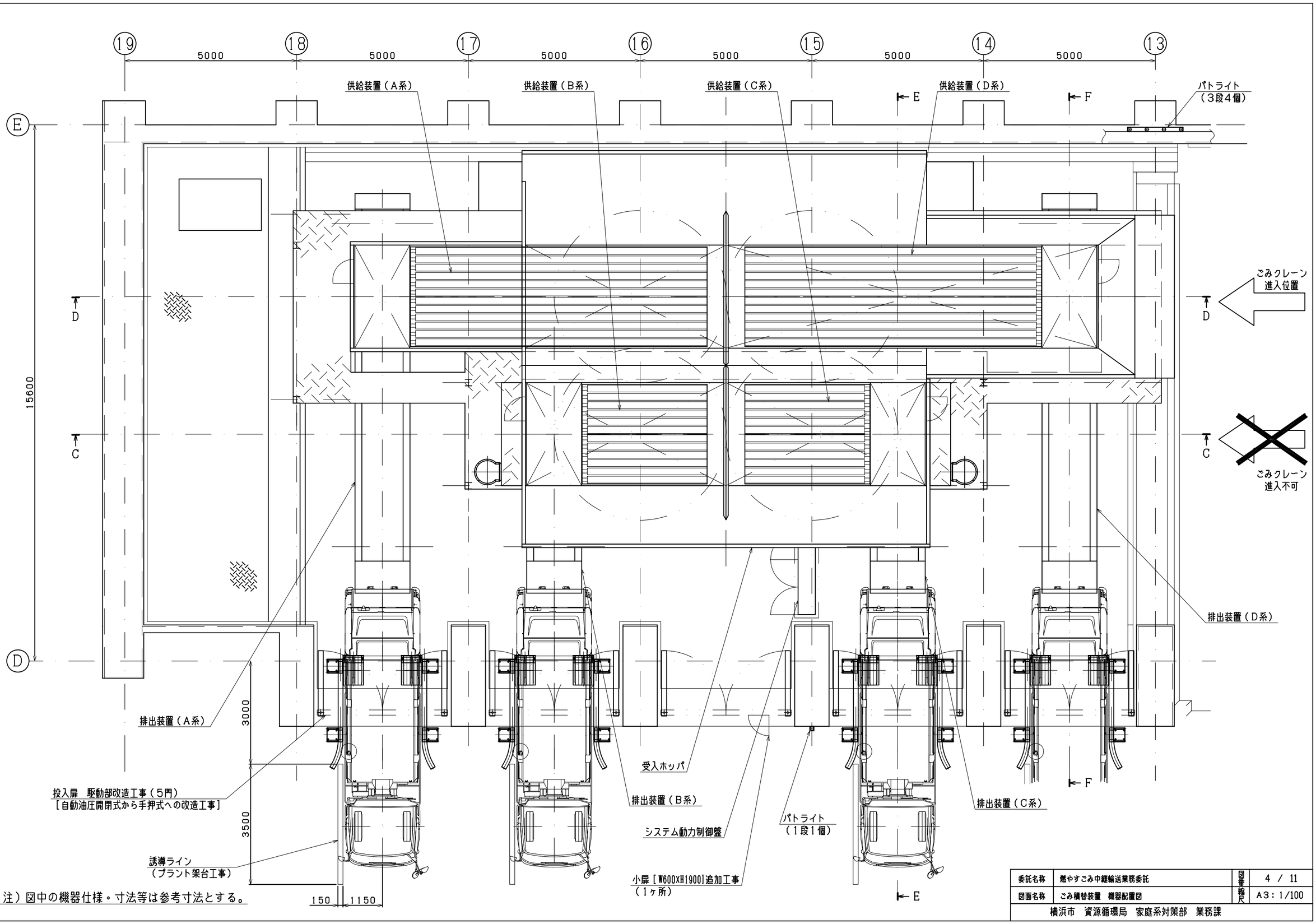

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	4 / 11
図面名称	ごみ積替装置　機器配置図	縮尺	A3：1/100
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

供給装置外形図

主 要 諸 元	
形　　式	床板スライド駆動式ごみ搬送装置
数　　量	2基
主要材質	床板：高張力鋼（DOMEX700　相当品） その他（主要部）：一般構造用圧延鋼（SS400）
板　　厚	床板：4mm
寸　　法	3000㎜ X8640㎜ X380㎜
電 動 機	油圧ポンプ：22kW　冷却ファン：0．12kW

塗 装 仕 様	
フレーム材	溶融亜鉛メッキ

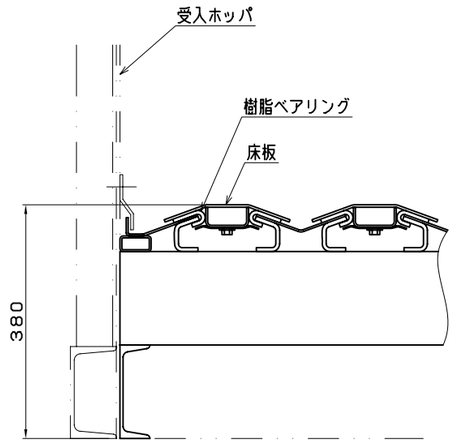

A部詳細

縮尺　A1:1/30
　　A3:1/60

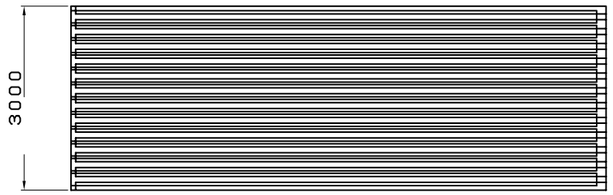

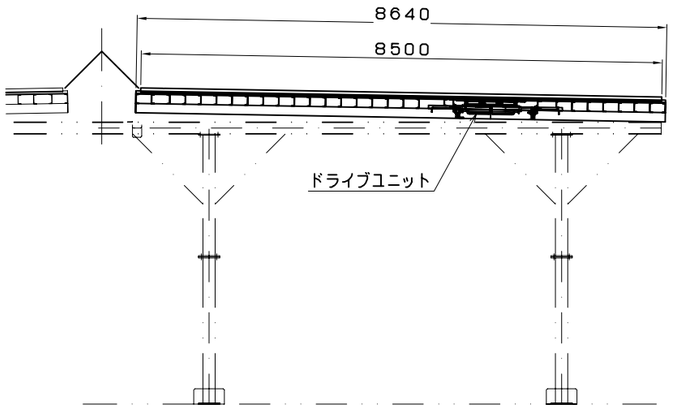

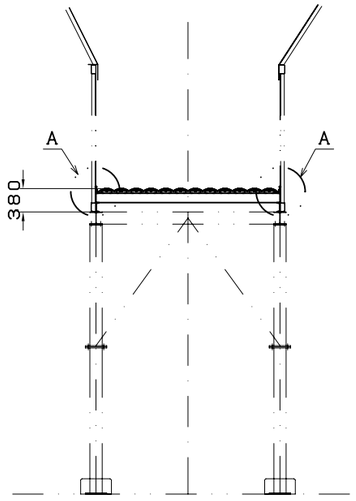

縮尺　A1:1/ 50
　　A3:1/100

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

供給装置油圧ユニット外形図

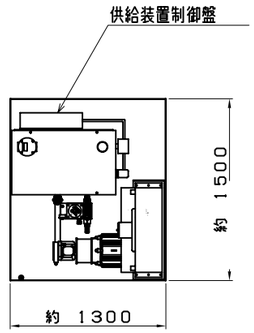

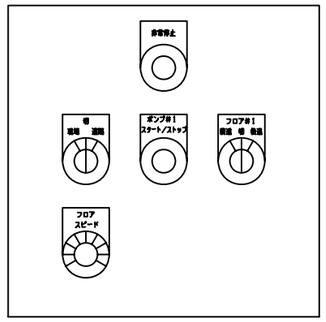

供給装置制御盤

縮尺　A1:NON
　　A3:NON

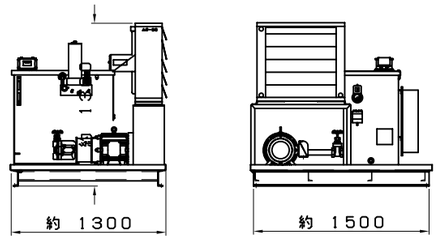

縮尺　A1:NON
　　A3:NON

注）作動油は、引火点250℃以上のものを使用すること。

供給装置油圧回路

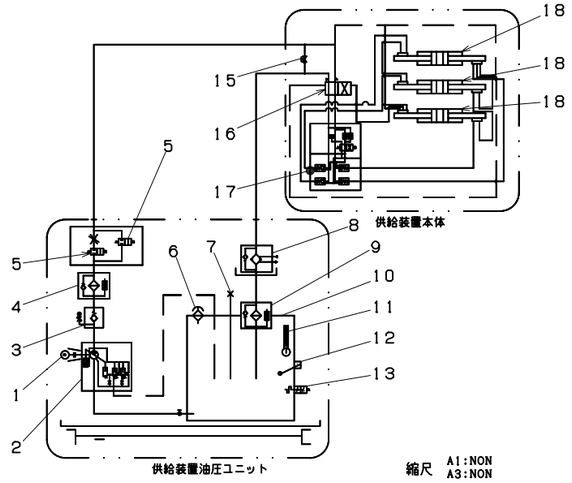

縮尺　A1:NON
　　A3:NON

品番	品　　名	数量	備　　考
18	シリンダ	3	
17	電磁バルブ	1	
16	方向切替バルブ	1	パイロット圧作動
15	ストップバルブ	1	
14	―		
13	温度スイッチ	1	2点設定
12	フロートスイッチ	1	
11	温度計	1	
10	タンク	1	
9	リターンラインフィルタ	1	
8	冷却ファン	1	0．2kW
7	予備ポート	1	
6	通気口	1	
5	電磁バルブ	2	
4	吐出ラインフィルタ	1	
3	スロットルチェックバルブ	1	
2	ポンプ	1	可変容量ポンプ
1	電動機	1	22kW

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	5 / 11
図面名称	供給装置（A，D系）	縮尺	A3：図示
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

供給装置外形図

主　要　諸　元	
形　　式	床板スライド駆動式ごみ搬送装置
数　　量	2基
主要材質	床板：高張力鋼（DOMEX700　相当品） その他（主要部）：一般構造用圧延鋼（SS400）
板　　厚	床板：4mm
寸　　法	3000㎜ X3640㎜ X380㎜
電 動 機	油圧ポンプ：22kW　冷却ファン：0．12kW

塗　装　仕　様	
フレーム材	溶融亜鉛メッキ

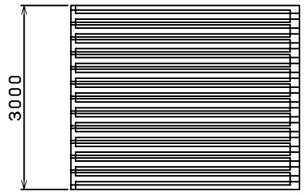

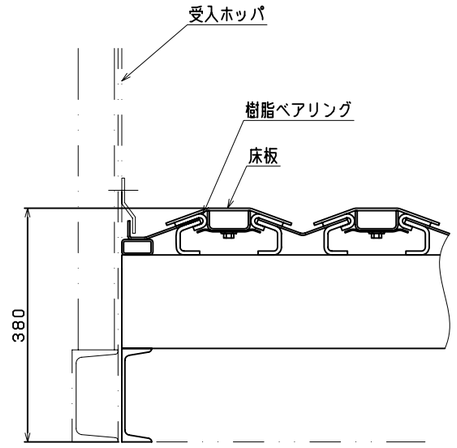

A部詳細

縮尺　A1:1/30　A3:1/60

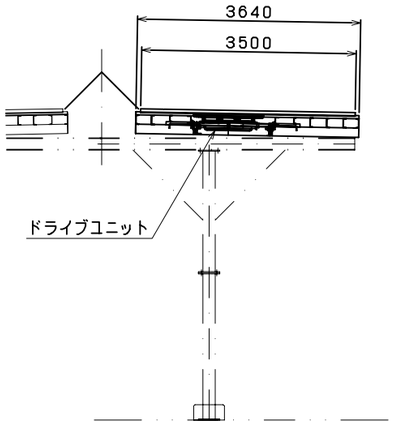

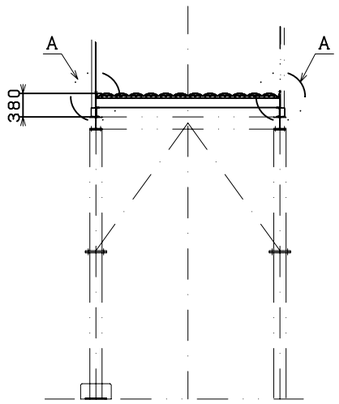

縮尺　A1:1/ 50　A3:1/100

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

供給装置油圧ユニット外形図

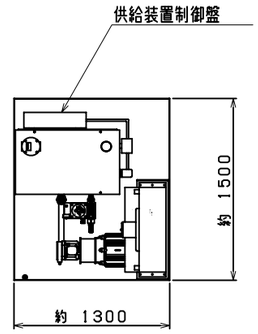

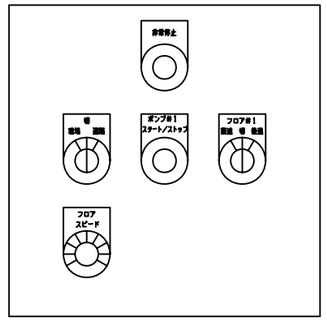

供給装置制御盤

縮尺　A1:NON　A3:NON

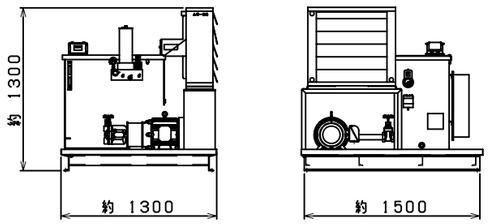

縮尺　A1:NON　A3:NON

注）作動油は、引火点２５０℃以上のものを使用すること。

供給装置油圧回路

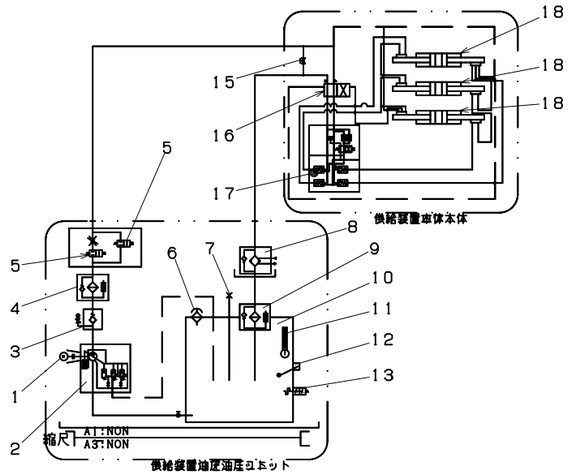

品番	品　　名	数量	備　　考
18	シリンダ	3	
17	電磁バルブ	1	
16	方向切替バルブ	1	パイロット圧作動
15	ストップバルブ	1	
14	ー		
13	温度スイッチ	1	2点設定
12	フロートスイッチ	1	
11	温度計	1	
10	タンク	1	
9	リターンラインフィルタ	1	
8	冷却ファン	1	0．2kW
7	予備ポート	1	
6	通気口	1	
5	電磁バルブ	2	
4	吐出ラインフィルタ	1	
3	スロットルチェックバルブ	1	
2	ポンプ	1	可変容量ポンプ
1	電動機	1	22kW

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	6 / 11
図面名称	供給装置（B，C系）	縮尺	A3：図示
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

主 要 諸 元	
形式	エプロンコンベヤ式
数　量	2基
主要材質	一般構造用圧延鋼（SS400）
スカート幅	約 1200mm
搬送速度	最大8m／min（可変速式）
制御方式	インバータ方式
水平機長	約 9400mm
付属品	切出しゲート，ごみ検知器，緊急停止装置：1式

塗 装 仕 様		
素地調整		2種ケレン
外面	下塗り	シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回
外面	上塗り	合成樹脂調合ペイント JIS K 5516 2回
内　面		シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回

品番	品　名	材　質	数量	備　考
4	ギヤドモータ	－	1式	5.5kW
3	コンベヤチェーン	SS400	1式	RF12200F
2	エプロンパン	SS400	1式	t4.5
1	フレーム	SS400	1式	[150X75Xt6.5/10

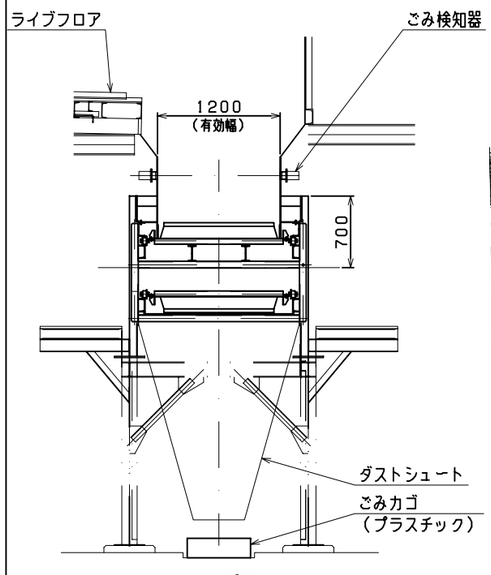

A－A断面

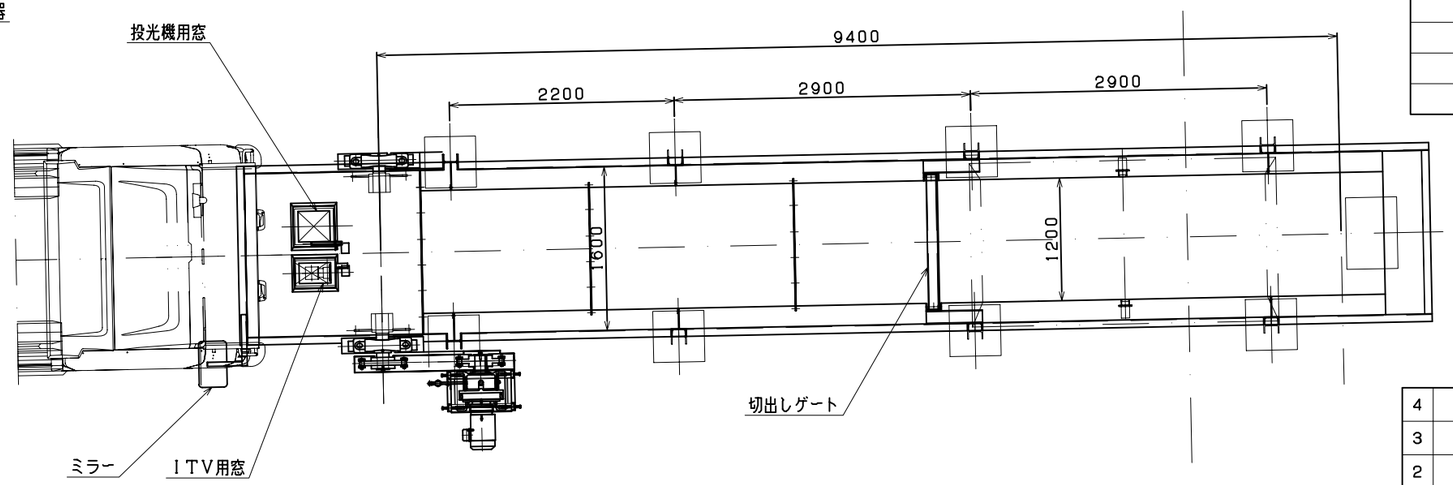

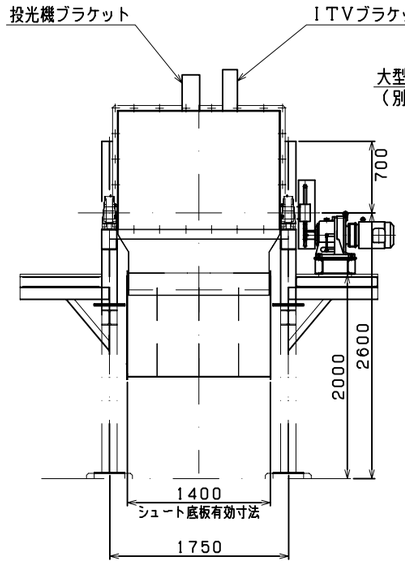

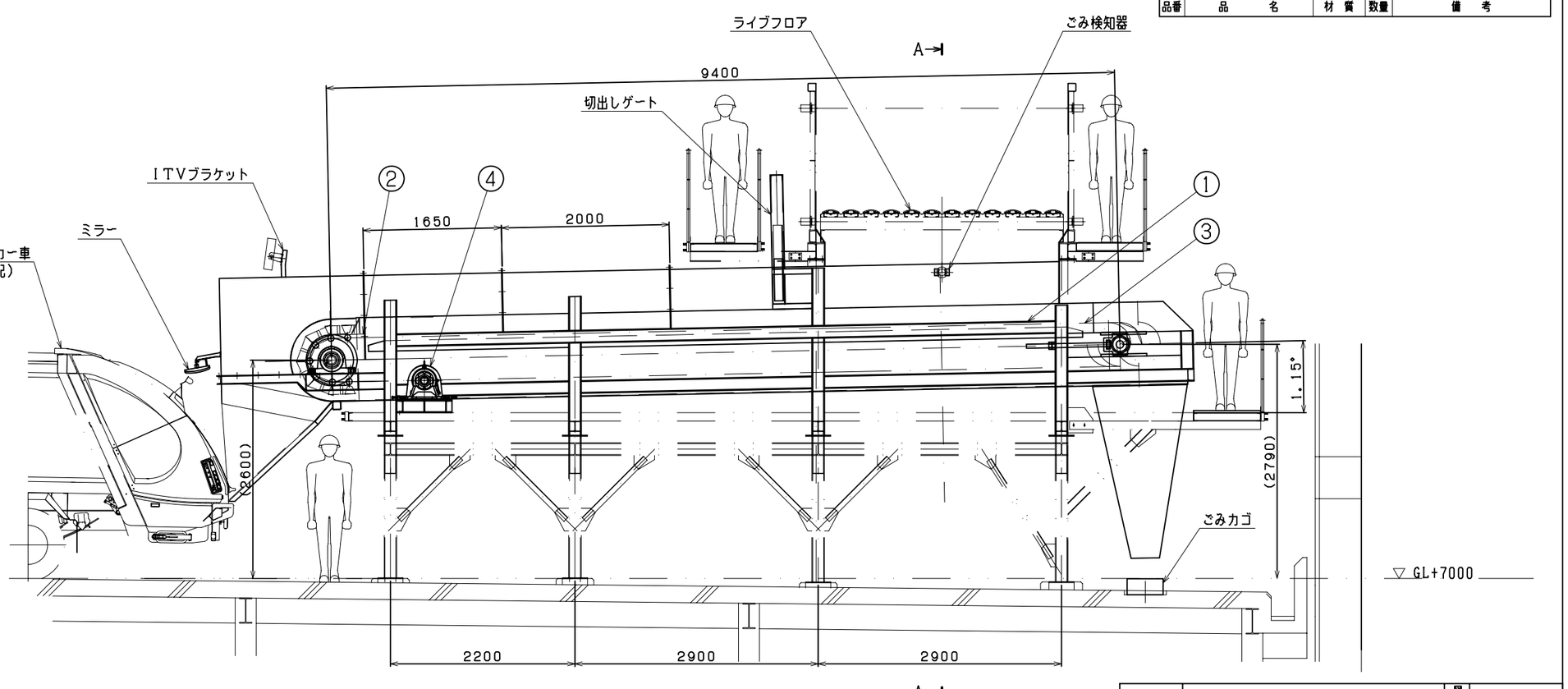

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	7 / 11
図面名称	排出装置（A，D系）	縮尺	A3：1/60
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

主 要 諸 元	
形式	エプロンコンベヤ式
数　量	2基
主要材質	一般構造用圧延鋼（SS400）
スカート幅	約　1200mm
搬送速度	最大8m／min（可変速式）
制御方式	インバータ方式
水平機長	約　5400mm
付属品	切出しゲート，ごみ検知器，緊急停止装置：1式

塗 装 仕 様		
素地調整		2種ケレン
外　面	下塗り	シアナミド鉛さび止めペイント ＪＩＳ　Ｋ　5625　　2回
	上塗り	合成樹脂調合ペイント ＪＩＳ　Ｋ　5516　　2回
内　面		シアナミド鉛さび止めペイント ＪＩＳ　Ｋ　5625　　2回

品番	品　名	材 質	数量	備　考
4	ギヤドモータ	－	1式	3．7kW
3	コンベヤチェーン	SS400	1式	RF12200F
2	エプロンパン	SS400	1式	t4．5
1	フレーム	SS400	1式	[150×75×t6．5／10

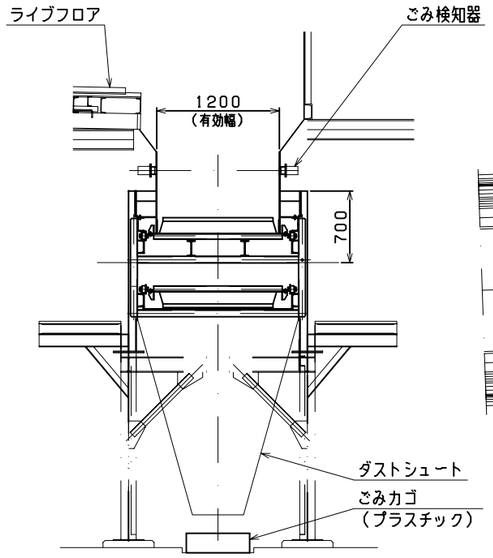

A－A断面

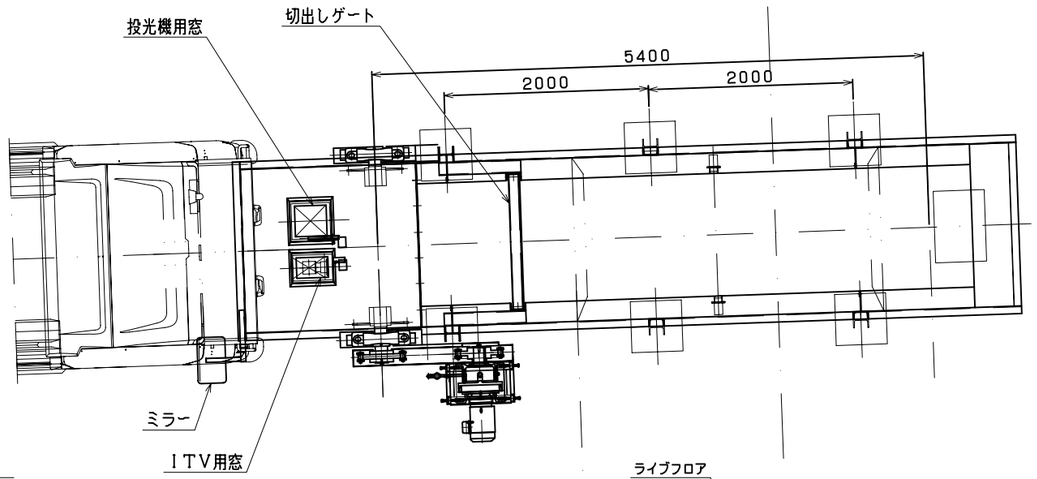

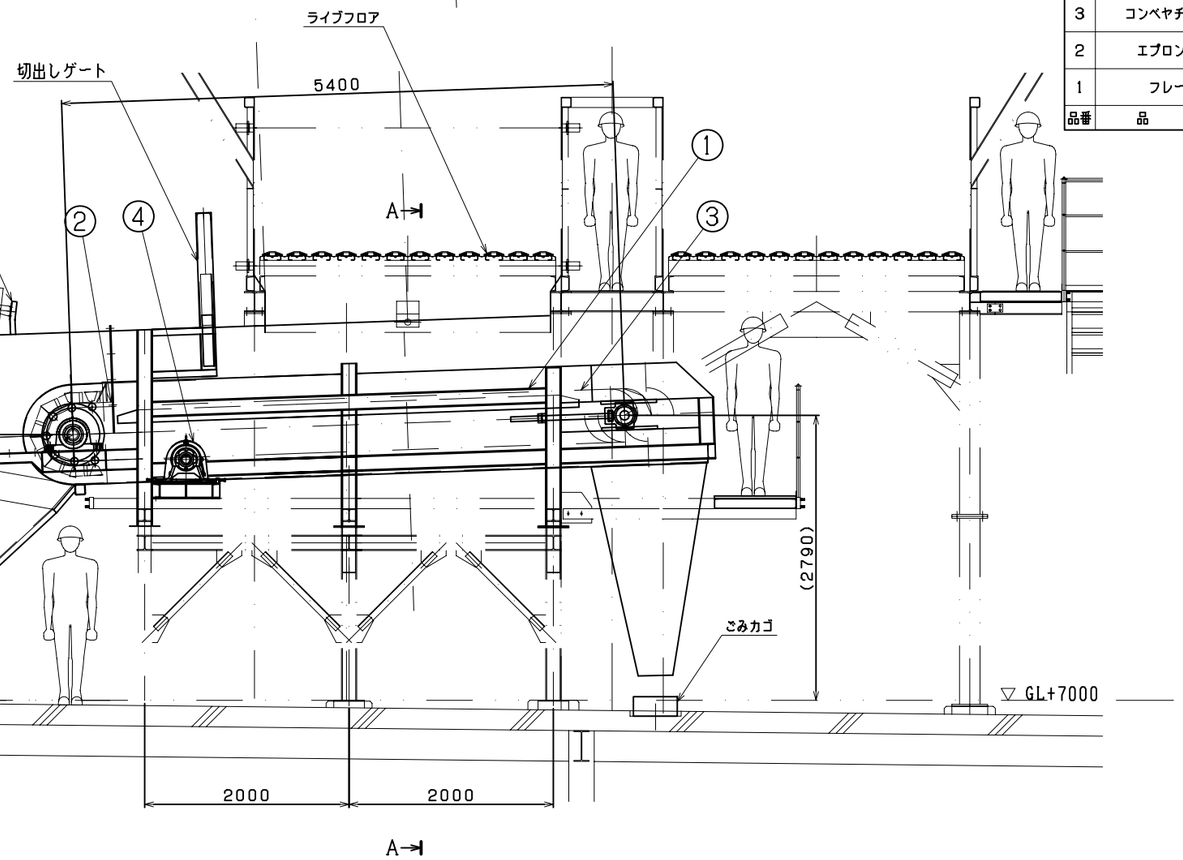

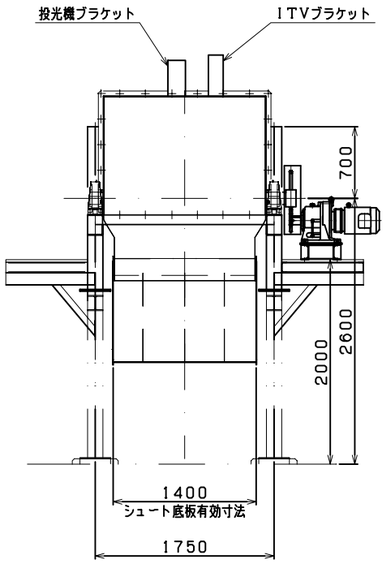

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	8 / 11
図面名称	排出装置（B，C系）	縮尺	A3：1/60
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

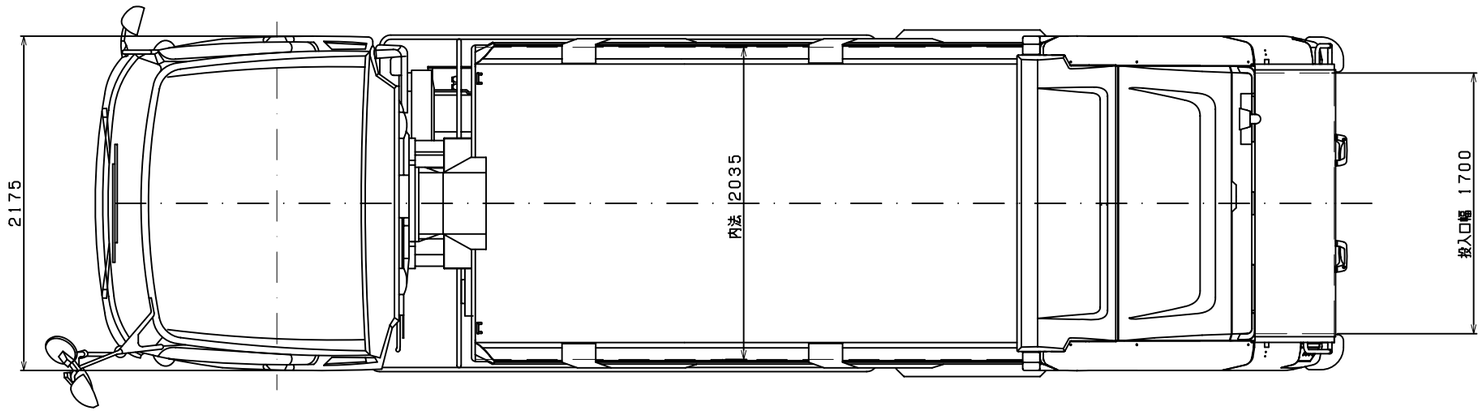

主　要　諸　元（参　考）	
最大積載量	約　6，000kg
車?総重量	約　14，500kg
ブレーキ	中期ブレーキ規制適合 ホイールパーキング（積込作業中のインターロック付） 電磁式リターダ
架装概要	積込方式＝圧縮板式（ごみ逆流防止装置付） 排出方式＝排出板強制排出式 （排出板インジケーター付）
荷箱容積	約　12m³
積込時間	約 20分以内 ごみ見掛け比重：0．3，一般ごみ：20m³積載満量時に。
積込操作	後部脱着式ボタン操作 リモコンコード　約　2m付 インターロック単動・連動積込切替スイッチ
排出操作	キャブ内スイッチ式 排出板インジケーター（積込量の目安確認用）
安全装備	外部インターロックケーブル・カプラ ホイールパーキングブレーキ・インターロック 積込スイッチ・インターロック バックアイモニター

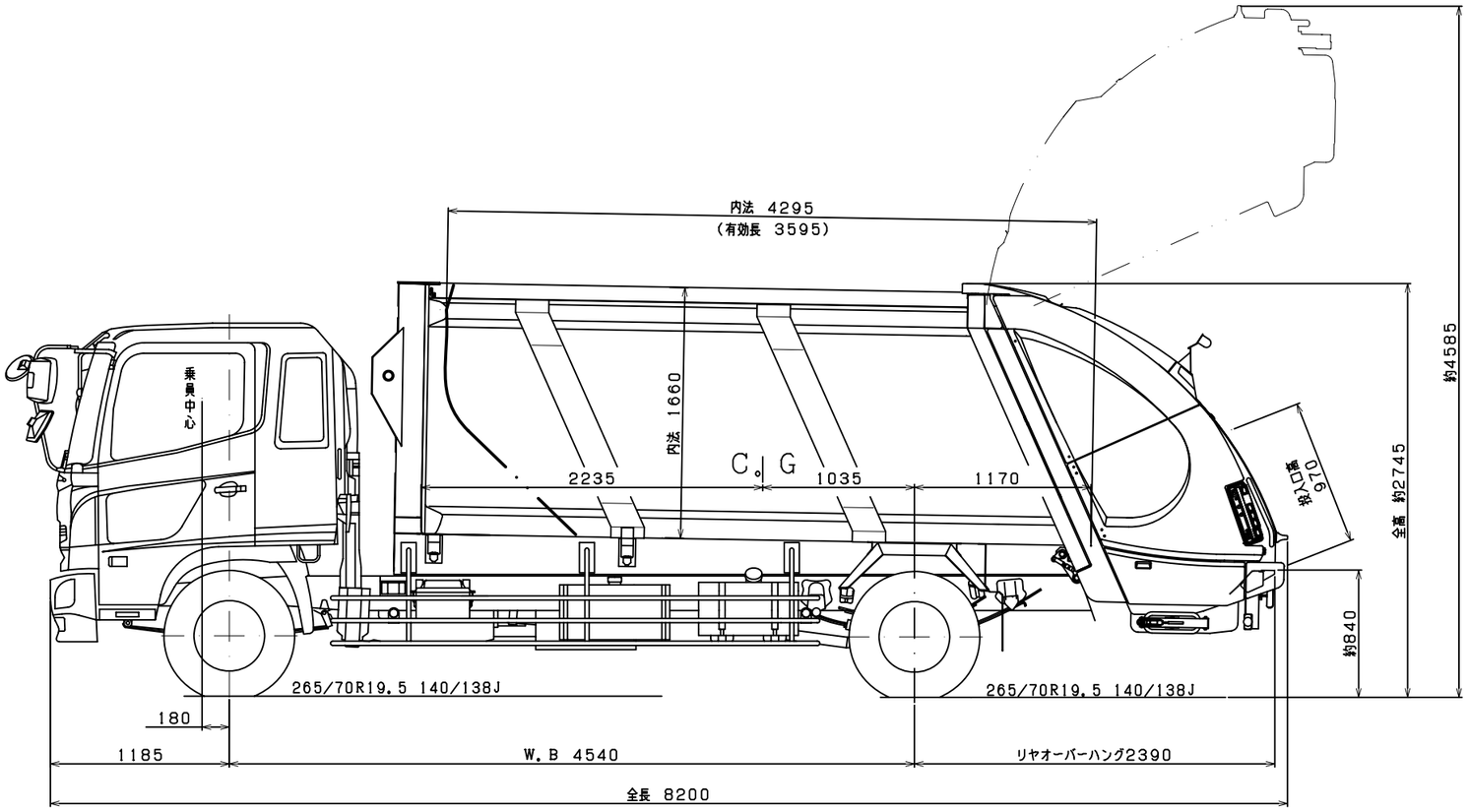

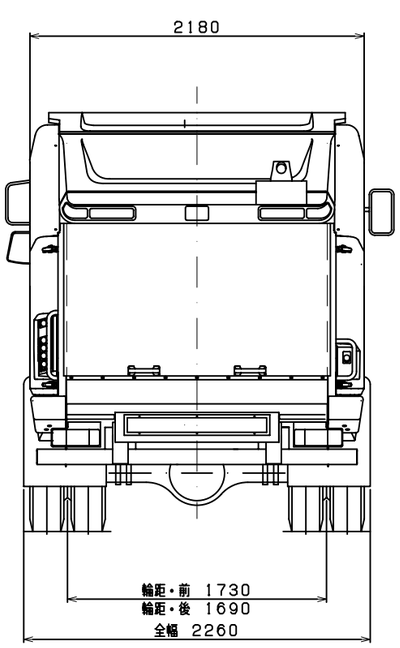

注）図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	9 / 11
図面名称	ごみ収集車（仕様参考図）	縮尺	A3：1/40
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

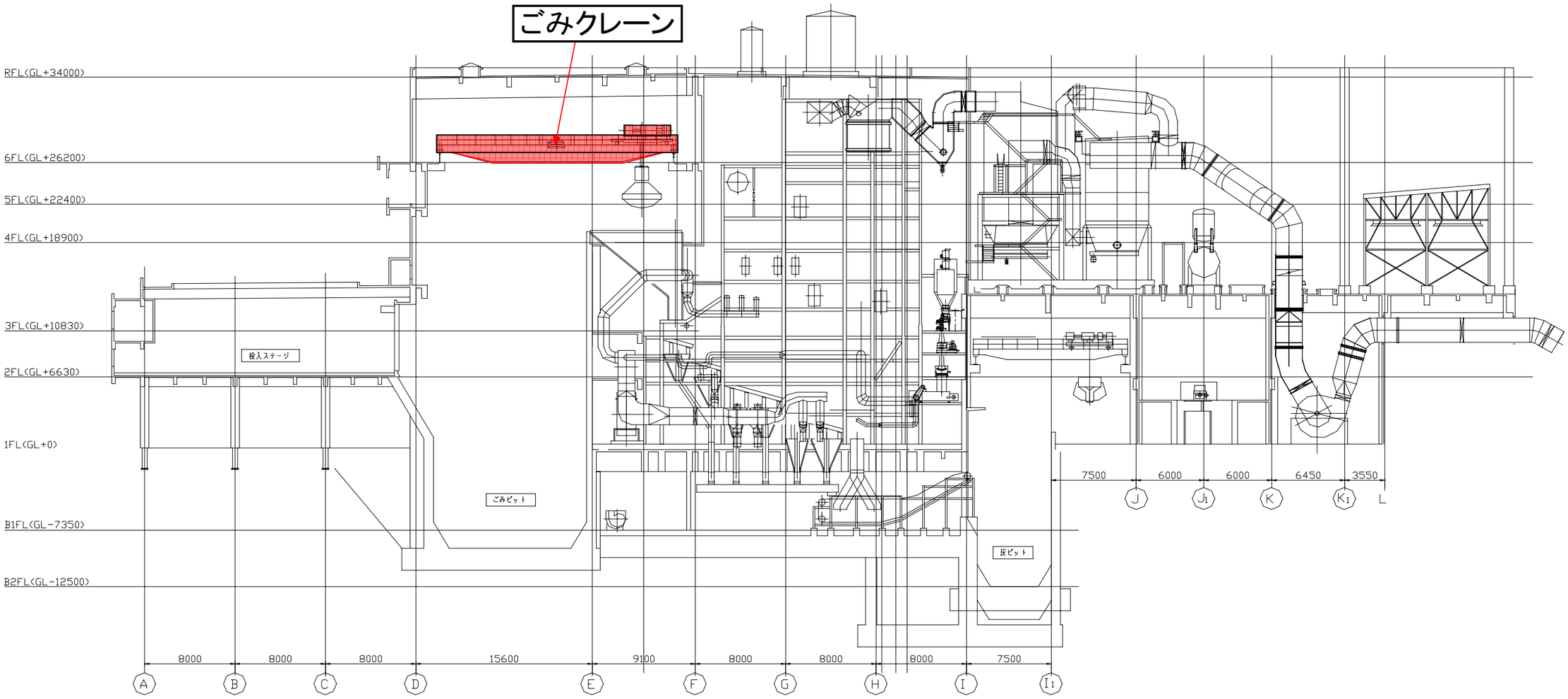

委 託 名	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	10 / 11
図面名称	工場縦断面図	縮尺	A3 : NON
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

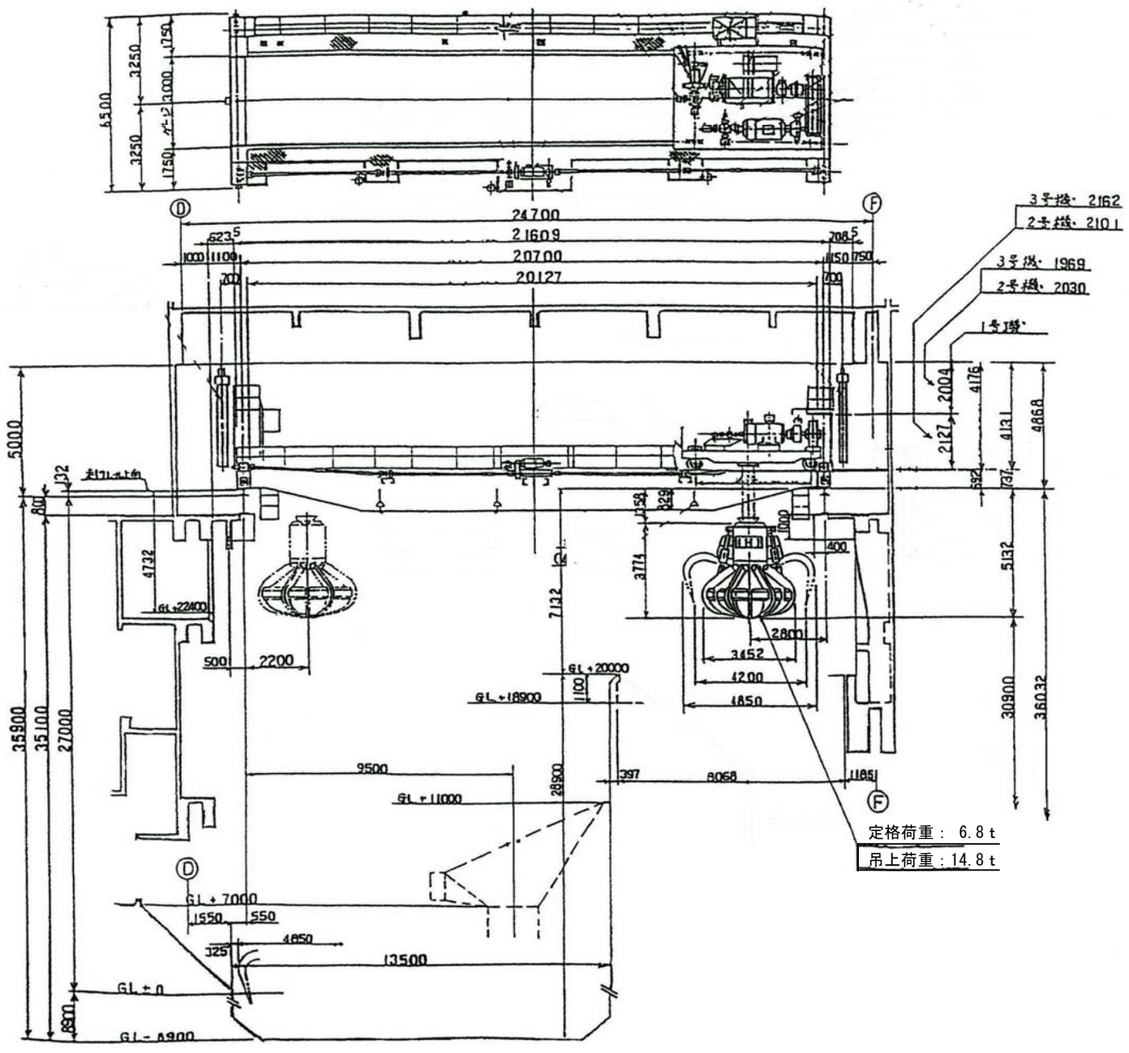

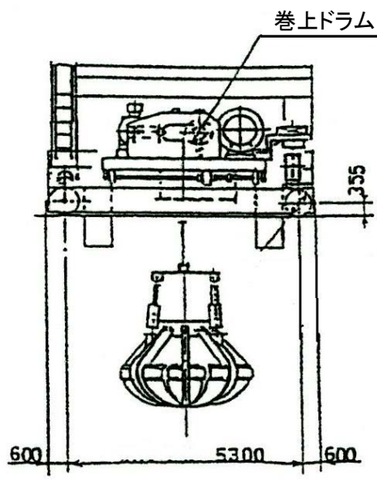

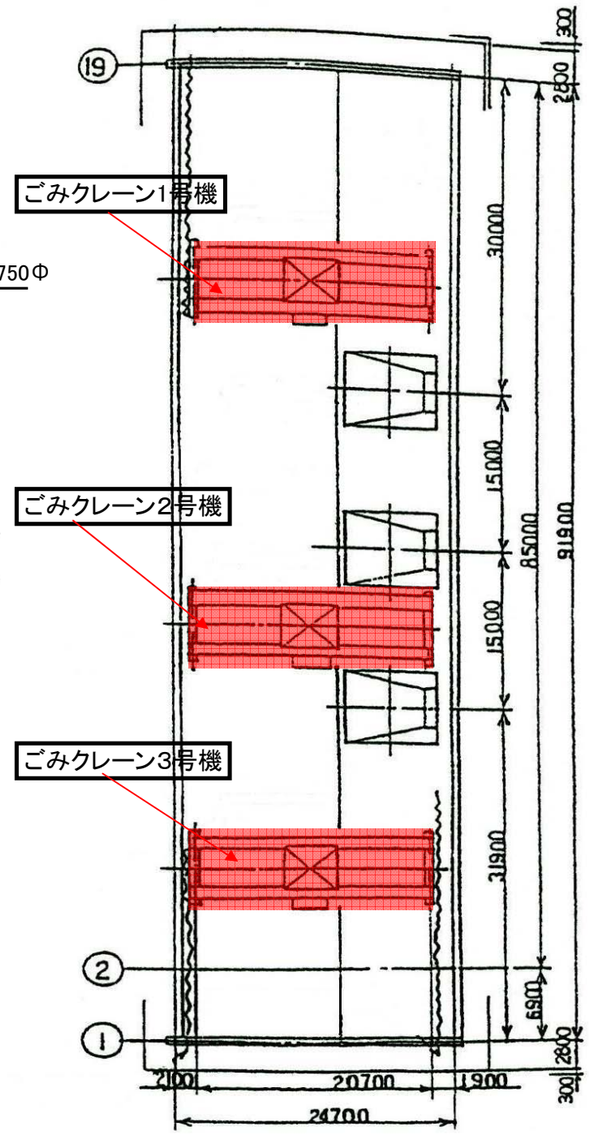

ごみクレーン仕様				IC－C77R40				
	巻　上		巻　上			巻　上	横　行	走　行
定格荷重	6．8t	リフト	31m	速度(m／分)		50	45	60
巻上荷重	14．8t	ワイヤ	Φ30×43m	電動機	動力(kW)	160(60%ED)	5.5(40%ED)	15(40%ED)
		ロープ	S･Zより各1本		回転数(rpm)	590	935	950
スパン	20．7m	電　源	AC400V、50Hz		型　式	TMC･FCK3	TMC･FCK3	TMC･FCK3

委託名	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	11 / 11
図面名称	ごみクレーン機器配置図	縮尺	A3 : NON
横浜市　資源循環局　家庭系対策部　業務課			

ごみ積替装置
保 守 点 検 報 告 書

参考

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

点検報告者＿＿＿＿＿＿＿＿印

保守点検の結果を下記の通りご報告申し上げます

納 入 先	横浜市　　工場	目　　的	定期　要請　巡回　その他
機種形式		点検年月日	年　　月　　日
製造番号		点 検 者	

1．点検結果（良好〇印、異常×印）

点 検 箇 所	結果	点 検 箇 所	結果	点 検 箇 所	結果

2．報告事項（異常、不具合事項、整備必要事項他）

保 守 点 検 リ ス ト

参考

設備名称：供給・排出装置

良 ✔, 不良 ×, 分解 W, 調整 A,
締付 T, 取替修理 △, 給油 L, 清掃 C
手直し完了の場合は×記号を〇で囲む

機器名称	点検箇所	点検内容	点検方法	点検期間						備考
				毎日	1週間		3ヶ月		1年	
受入ホッパ（A系）	本体	変形・破損	目視	□			□		□	
		板厚測定	目視						□	
	電装品	ごみ検知器の作動	目視		□		□		□	
		ごみ検知器取付ボルトのゆるみ	目視		□		□		□	
		ごみ検知器の変形・破損	目視		□		□		□	
		電気コード被覆状態	目視		□		□		□	
供給装置（A系）	本体	変形・破損	目視	□			□		□	
		作動・振動・異音	目視	□			□		□	給脂
		停止位置	測定		□		□		□	
	シリンダ	取付ブラケットの亀裂	目視		□		□		□	
		油もれ	目視	□	□		□		□	
		ロッドの曲がり・キズ	目視		□		□		□	
		配管･ｺﾞﾑﾎｰｽ油漏れ	目視		□		□		□	
	電装品	バルブの作動	目視		□		□		□	清掃
		バルブの取付ﾎﾞﾙﾄのゆるみ	目視		□		□		□	
		バルブの変形・破損	目視	□	□		□		□	
		電気コード被覆の状態	目視		□		□		□	
排出装置（A系）	本体	減速機潤滑油量・漏れ	目視		□		□		□	
		作動・振動・異音	目視	□	□		□		□	
		ボルトの緩み、増し締め	目視				□		□	
		軸受潤滑油、漏れ	目視		□		□		□	
		コンベヤチェーン張り度合	調整				□		□	
		コンベヤチェーン摩耗	目視						□	
		エプロンパン変形	目視				□		□	
		エプロンパン異物のかかえ込み	目視	□	□		□		□	清掃
		駆動チェーンの給油	目視		□		□		□	
		駆動チェーンの摩耗	目視						□	
		給油脂（補給）	目視				□		□	

保 守 点 検 リ ス ト

参考

設備名称:電気設備

機器名称:システム動力制御盤

排出操作盤

良 ✔, 不良 ×, 分解 W, 調整 A,
締付 T, 取替修理 △, 給油 L, 清掃 C
手直し完了の場合は×記号を〇で囲む

機器名称	点検箇所	点検内容	点検方法	点検期間						備考
				毎日	1週間		3ヶ月		1年	
システム動力制御盤	本体	内外面の傷, 汚れ	目視		□		□		□	
		内外面のさび	目視		□		□		□	
		盤面開閉ヒンジ	目視		□		□		□	
	盤面	スイッチ類の取付状況	目視		□		□		□	
		スイッチ類の操作具合	目視	□			□		□	
		スイッチ類の作動状態	目視	□			□		□	
	盤内	端子の接続状態	目視		□		□		□	
		スイッチ類の点検状態	目視		□		□		□	
		電線傷の状態	目視		□		□		□	
		機械の汚れ	目視		□		□		□	
		各ブレーカの作動	目視		□		□		□	
		各ブレーカの取付状態	目視				□		□	
排出操作盤(A系)	本体	内外面の傷, 汚れ	目視		□		□		□	
		内外面のさび	目視		□		□		□	
		盤面開閉ヒンジ	目視		□		□		□	
	盤面	スイッチ類	目視		□		□		□	
		スイッチ類の操作具合	目視	□			□		□	
		スイッチ類の作動状態	目視	□			□		□	
	盤内	端子の接続状態	目視		□		□		□	
		電線傷の状態	目視		□		□		□	

保 守 点 検 リ ス ト

参考

設備名称:機械設備

機器名称:供給装置　油圧ユニット

良 ✔, 不良 ×, 分解 W, 調整 A,
締付 T, 取替修理 △, 給油 L, 清掃 C
手直し完了の場合は×記号を〇で囲む

機器名称	点検箇所	点検内容	点検方法	点検期間						備考
				毎日	1週間		3ヶ月		1年	
油圧ユニット	電動機	温度上昇(100℃以下)	目視		□		□		□	
		軸受けの温度上昇(感触)	目視		□		□		□	
		取付ﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄのゆるみ	目視				□		□	
		異音・振動	目視	□			□		□	
	オイルポンプ	温度上昇(60℃)	目視		□		□		□	
		発生圧力(175 kg／cm^2)	目視		□		□		□	
		油もれ	目視	□			□		□	
		取付ﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄのゆるみ	目視				□		□	
		異音・振動	目視	□			□		□	
	オイルタンク	油量・油質(油色)	目視				□		□	
		ﾎﾞﾙﾄのゆるみ	目視		□		□		□	
		ｶﾊﾞｰのびびり	目視		□		□		□	
		油もれ	目視	□			□		□	
	電磁バルブ	取付ﾎﾞﾙﾄのゆるみ	目視		□		□		□	
		油もれ	目視	□			□		□	
	流量調整弁	流量の調整確認	目視		□		□		□	
	フィルタ	目詰まり・破損	目視		□		□		□	
	その他	ｺﾞﾑﾎｰｽの亀裂	目視		□		□		□	
		油もれ	目視	□			□		□	
		オイルクーラ電磁弁	目視		□		□		□	
		サーモスタット	目視		□		□		□	

ごみ クレーン月例点検表

参考

No. 1

点検項目	点検結果 異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察	要修理	記事
巻上装置								該当する欄にレ点をマークする事。
電磁ブレーキ								
ライニングの厚さが7mm以上あるか（偏摩耗はないか）								
インジケータの位置は範囲内にあるか								
ブレーキの調整状態を確認したか（開放時の隙間・制動状態）								
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか								
各作動部にグリースが給油されているか（給油配管の確認）								
ピン・ボルトの取付状態に異常はないか								
カップリングボルト，皮リングに異常はないか								
基礎ボルト等が弛んでいないか（モーター含む）								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
減速機								
ケーシングの外観に異常はないか（亀裂・油洩れ）								
各軸受に異常はないか								
歯面に異常はないか（潤滑油切れ・偏摩耗・傷）								
潤滑油の状態（汚れはないか・量はあるか）								
エアブリーザーのフィルターを清掃したか								
基礎ボルト等が弛んでいないか								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
巻上ドラム								
ドラムの外観に異常はないか（傷・案内溝の摩耗等）								
ドラムのフランジボルト等が弛んでいないか								
ワイヤーロープの径が27．9mm（23．2mm）以上あるか								
ワイヤーロープの形状及び巻取状態に異常はないか								
ワイヤーロープのロープエンドの増締めをしたか								
ワイヤーロープに潤滑油が十分塗布されているか								
軸受に異常はないか								
軸受取付ボルト等が弛んでいないか								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
開閉用ケーブルリール								
キャブタイヤケーブルの巻き取り状態はよいか								
各取付部に異常はないか								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
走行装置								
スラスターブレーキ								
ライニングの厚さが5mm以上あるか（偏摩耗はないか）								
ブレーキの調整状態を確認したか（開放時の隙間・制動状態）								
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか								
各作動部に給油したか								
ピン・ボルト・レバーの取付状態に異常はないか								
スラスターの油量を確認したか								
基礎ボルト等が弛んでいないか（モーター含む）								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
減速機								
ケーシングの外観に異常はないか（亀裂・油洩れ）								
各軸受に異常はないか								
歯面に異常はないか（潤滑油切れ・偏摩耗・傷）								
潤滑油の状態（汚れはないか・量はあるか）								
エアーブリーザーのフィルターを清掃したか								
基礎ボルト等が弛んでいないか								
動作時に異常はないか（異音・振動）								

参考

No. 2

点検項目	点検結果 異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察	要修理	記事
走行装置								該当する欄にレ点をマークする事。
開放ギヤー								
歯面に異常はないか（潤滑油切れ・偏摩耗・傷）								
潤滑油を塗布したか								
走行時に異常はないか（異音・振動）								
車軸及び車輪他								
駆動長軸の各軸受の取付ボルトが弛んでいないか								
ユニバーサル継手及び各軸受の給油状態を確認したか								
割型カップリングのボルトを増締めしたか								
車輪フランジ及び踏面に異常な摩耗や損傷はないか								
駆動軸・従動軸に異常はないか（損傷・曲がり）								
車輪用軸受取付ボルトが弛んでいないか								
エンドバッファの損傷，ボルトの弛みはないか								
走行時に異常はないか（異音・振動）								
横行装置								
スラスターブレーキ								
ライニングの厚さが5mm以上あるか（偏摩耗はないか）								
ブレーキの調整状態を確認したか（開放時の隙間・制動状態）								
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか								
各作動部に給油したか								
ピン・ボルト・レバーの取付状態に異常はないか								
スラスターの油量を確認したか								
基礎ボルト等が弛んでいないか（モーター含む）								
動作時に異常はないか（異音・振動）								
減速機								
ケーシングの外観に異常はないか（亀裂・油洩れ）								
各軸受に異常はないか								
歯面に異常はないか（潤滑油切れ・偏摩耗・傷）								
潤滑油の状態（汚れはないか・量はあるか）								
エアーブリーザーのフィルターを清掃したか								
基礎ボルト等が弛んでいないか								
走行時に異常はないか（異音・振動）								
車軸及び車輪他								
車輪フランジ及び踏面に異常な摩耗や損傷はないか								
駆動軸・従動軸に異常はないか（損傷・曲がり）								
車輪用軸受取付ボルトが弛んでいないか								
スプリングバッファに異常はないか								
走行時に異常はないか（異音・振動）								
横行レール								
外観及び踏面に異常はないか（溶接部の亀裂等）								
レールエンドのストッパーに異常はないか（亀裂・損傷）								
エンドバッファの損傷，ボルトの弛みはないか								
ケーブルドラム								
キャブタイヤケーブルの巻き取り状態はよいか								
各取付部に異常はないか								
走行時に異常はないか（異音・振動）								
走行レール								
ランウェイに異常はないか								
外観及び踏面に異常はないか								
締め付けボルトが弛んでいないか								
防振ゴムがレールの底部からはみ出していないか								
レールエンドのストッパーに異常はないか（亀裂・損傷）								
ガーター及びサドル等								
ガーター及びサドルに異常はないか（亀裂・損傷）								
サドルの取付ボルトが弛んでいないか								
点検歩廊・手摺等の取付ボルトが弛んでいないか								
点検歩廊・手摺等に損傷はないか								
安全ネット・ワイヤーロープ・カラビナ等に損傷・欠損はないか								
安全ネットの ワイヤーロープに潤滑油を塗布したか								
クレーンの型式プレートが付いているか								

バケット（Ｄ）月例点検表

参考

No. 3

点検項目	点検結果 異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察	要修理
バケット本体							
センターフレームの外観の異常／変形・亀裂・油洩れはないか							
センターフレーム内を清掃したか							
クロウ(シェル)の異常／変形・亀裂・破損はないか							
クロウの爪先(シェルの爪)に摩耗・破損はないか							
プロテクターの異常／変形・亀裂・破損はないか							
タイヤバッファの異常／変形・破損・脱落はないか							
ピン・ボルトナット・プレート等の異常／摩耗・変形・弛みはないか							
ピン・ボルトナット・プレート等へ潤滑油が給油されているか							
油圧シリンダー							
油圧シリンダーの異常／油洩れ・変形・破損はないか							
油圧シリンダー用高圧ホースの異常／油洩れ・破損はないか							
油圧シリンダーカバーの異常／変形・破損はないか							
吊り金具							
吊り枠の異常／摩耗・亀裂・破損はないか							
イコライズブラケットの異常／摩耗・変形・亀裂・破損はないか							
吊りチェーン及びシャックルの異常／変形・亀裂・破損はないか							
吊りチェーン及びシャックルの径が32．4mm(23．4mm)以上あるか							
開閉用キャブタイヤ固定金具の異常／ボルトの弛み・変形・破損はないか							
キャブタイヤ用チェーン及びシャックルの異常／摩耗・破損・弛みはないか							
ワイヤーロープ							
ワイヤーロープの径が27．9mm(23．2mm)以上あるか							
ワイヤーロープの取付部に異常はないか／シンブル及びワイヤー端末							
ワイヤーロープの異常／キンク・潰れ・素線切れはないか							
油圧ユニット(静止時の確認)							
作動油の油量はあるか							
作動油の汚れはないか							
油洩れはないか							
ボルトの弛み・脱落はないか							
リターンフィルターが汚れていないか							
高圧ホースの異常／油洩れ・破損はないか							
配管の異常／油洩れ・亀裂はないか							
エアーブリーザーのフィルターを清掃したか							
油圧ユニット(動作時の確認)							
油洩れはないか							
ポンプリリーフ設定圧力を確認したか／17．5MPa							
ラインリリーフ設定圧力　　／25．0MPa							
電磁弁の異常／異音・発熱はないか							
油圧ポンプの異常／異音・発熱・振動はないか							
電動機の異常／異音・発熱・振動はないか							
チェーンカップリングカバーが空回りをしないか／潤滑油・取付ボルトは							
開閉時間の計測／開動作　13．0　秒　　開時間					秒		
開閉時間の計測／閉動作　19．0　秒　　閉時間					秒		
動作時の異常／異音・振動はないか							

＜記事＞

油温	55℃
油量	31.0

各温度の標準油面位置(バケット開状態)

40℃	30℃	20℃	10℃
60℃目盛位置	44℃目盛位置	28℃目盛位置	12℃目盛位置

【参考】

ごみクレーン月例点検表

号機　　月分

点検者			

平成　　年　　月　　日　　天候

名　称	点　検　項　目	保護、開閉、横行、巻上開閉
給電	ケーブルキャリア、リールの円滑な動作	レ
	ケーブルの折損、破損、被覆の異常	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
保護制御盤	MCB、ELBの動作	レ
	計器の指示、保護リレーの設定、PT、CTの異常	レ
	アークシュートの接触片接点の荒れ、損耗状態	レ
	接触器の加熱、異音	レ
	補助接点の異常	レ
	トランスの加熱、異音	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
	真空接触器各部の緩み	レ
操作盤等	計重装置の異常	レ
	押し釦の動作表示の球切れ、計器指示の異常	レ
	電話の異常	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
警報	フィットスイッチの取付、警報音の鳴動	レ
コントローラ	操作機構の円滑な動作	レ
	ハンドル等の摩耗、異常	レ
	カムスイッチの動作	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
抵抗器	グリットの亀裂、異常	レ
	絶縁物、端子、接続部の異常	レ
	冷却ファンの動作	レ
電動機	ブラシの摩耗、スリップリングの接触面の異常	レ
	異音、加熱、振動	レ
リミットスイッチ	スプロケット、ホイール、アームの円滑な動作	レ
	端子部の汚損、損傷、各部の締め付け	レ
スラスタ	操作機構の円滑な作動	レ
	異音、加熱、油量	レ
照　明	球切れ、異常	レ
HDC	フィルタ清掃(3ヶ所)　3、6、9、12月	レ
	非常停止の動作	レ
備考	点検バケット【Aバケット】	

絶縁抵抗測定 （ＭΩ）対接地間

◎ 100MΩ以上はチェック

	負荷名称	端子番号					
1	幹線	XR1	レ	XS1	レ	XT1	レ
2	主回路	XR2	レ	XS2	レ	XT2	レ
3	動力回路	XR3	レ	XS3	レ	XT3	レ
4	巻上下回路	XR12	レ	XS12	レ	XT12	レ
5	開閉回路	XR22	レ	XS22	レ	XT22	レ
6	横行回路	XR32	レ	XS32	レ	XT32	レ
7	走行回路	XR42	レ	XS42	レ	XT42	レ
8	照明トランス一次	XL111	レ	XL112	レ		
9	照明トランス二次	XL113	レ	XL115	レ		
10	制御トランス一次	XL121	レ	XL122	レ		
11	制御トランス二次	XL124	レ	XL125	レ		
12	コンセント	XL130	レ	XL131	レ		
13	水銀灯	XL138	レ	XL140	レ		
14	パトライト	XL139	レ	XL142	レ		
15	制御回路	XL134	レ	XL135	レ		
16	巻上モーター一次	XU100	レ	XV100	レ	XW100	レ
17	巻上モーター二次	XR106	レ	XR116	レ	XR126	レ
18	直流ブレーキ	XB11	レ	XB12	レ	XB13	レ
19	開閉モーター	XU200	レ	XV200	レ	XW200	レ
20	トルクモーター	XU150	レ	XV150	レ	XW150	レ
21	ブレーキ	XU160	レ	XV160	レ	XW160	レ
22	ファンモーター	XU170	レ	XV170	レ	XW170	レ
23	横行モーター一次	XU300	レ	XV300	レ	XW300	レ
24	横行モーター二次	XR304	レ	XR314	レ	XR324	レ
25	スラスタブレーキ	XU310	レ	XV310	レ	XW310	レ
26	走行モーター一次	XU400	レ	XV400	レ	XW400	レ
27	走行モーター二次	XR404	レ	XR414	レ	XR424	レ
28	スラスタブレーキ	XU410	レ	XV410	レ	XW410	レ
29	抵抗器冷却ファン	XU500	レ	XV500	レ	XW500	レ
バケット開閉時間		開時間	○○ 秒	閉時間	○○ 秒		
		実施日	平成 年 月 日				

ブラシ測定表（単位㎜）

＜走行＞

S	6	6	6
B	6	6	6

＜横行＞

S	6	6	6
B	6	6	6

＜巻上＞

6	6	6	
6	6	6	M
6	6	6	B
6	6	6	

＊ブラシはブラシホルダ以下で交換

MCカウンター	当月	前月	差引
111MC	10	1	9
112MC	20	2	18
113MC	30	3	27
114MC	40	4	36
115MC	50	5	45
311MC	60	6	54
312MC	70	7	63
313MC	80	8	72
411MC	90	9	81
412MC	100	10	90
413MC	110	11	99

荷重計校正

	調整前	調整後
ゼロ	-0.20	0.00
スパン	6.60	6.80
基準校正値	6．80ﾄﾝ	

2003/11/11

【参考】

投入ステージ換気、給・排気装置点検表

施設係長	係員

		時間	換気ファン電流（A）	活性炭前後差圧（mmAq）	吸込ダンパ角度（notch）	換気ファン軸受け	電動機軸受	水噴霧装置	ダクト、ケーシング類	その他の異常	点検者	操作係長	担当者
基準値及び点検項目			32	4～5	2	異音の有無	異音の有無	前後弁「閉」	穴あき、外れ				
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												
	日勤												
	夜勤												

【参考】

投 入 扉 3 ヶ 月 点 検 表　　平成　年　月分

技管係長	施設係長	係員	点検者

平成　年　月　日

油圧ユニット	点検項目		異常の有・無	電流（A）	油圧（kg／cm^2）	備考
	油圧ポンプ	No. 1		11.5～14.5	9～22.5	
		No. 2		13.0～16.5	9～22.8	
	タンク		本体	油量	油温(℃)	
	ユニット廻り		油漏れ	電磁弁類	ラインフィルタの汚れ	
	配管：その他					

バルブユニット廻り	点検項目	異常の有・無	備考
	電磁弁類		
	高圧ホース		
	油圧配管		

扉本体油圧シリンダ	点検項目	異常の有・無	備考
	扉本体		
	油圧シリンダー		
	高圧ホース		
	油圧配管		

レ：異常なし

△：要注意

×：要修理

※油圧ユニット・バルブユニット廻りの清掃、増締めを行うこと。

事故における対応について（受託者）

＜大まかな流れ＞

事故発生

↓

事故状況の把握

↓

連絡体制の維持

↓

当日の報告

＜具体的取組事項＞

○従事者は、速やかに責任者に報告する。

○乙は、事故の規模に関わらず、甲へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

○事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
（電話をした後、FAX）

＜把握したい内容＞

- 発生日時・場所
- 人身、物損の別
- 発生原因の概要
- 相手方の名前、年齢（生年月日）、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- 当方の名前（運転手）、年齢（生年月日）、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- 搬送された病院、付添い人
- 警察関係→事情聴取
- 現場の対応→警察、病院、現場の状況
- 当日の運搬作業への影響など
- 現場写真

○連絡体制の維持

- 現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- 病院での診断結果、相手方の家族との話など

○ 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、甲に連絡し、調整する。

- 甲に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況等をとりまとめ、事故の状況をその日のうちに甲に書面で報告する（持込、もしくはFAXも可）。
様式については、Excel「事故速報」を使用すること。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」及び「事故指導報告書」を甲に提出すること。

甲:横浜市
乙:受託者

事故速報（乙→甲に報告すること）

（第　　報）

受託業者名:

記入者名:

月　　日　　時分現在

1　発生日時	月　　日（　） 時　　分頃　天候
2　発生場所 （住所と目印になるものや〇〇付近という表現でお願いします。）	
3　事故発生状況	
4　相手方	
（1）名前（ふりがな）	（　　）
（2）年齢（生年月日）	歳（　　年　　月　　日）
（3）職業	
（4）住所	
（5）電話番号	ー　　ー　　（携帯　　ー　　ー　　）
（6）家族や付き添いの方の情報	
（7）車種及び車両番号	
5　当方	
（1）車両番号	
（2）運転手 （名前・年齢・生年月日）	名前: 年齢:　　歳 生年月日:　　年　　月　　日
6　被害程度	
（1）相手方	
ア人的被害 （流血しているか、 意識はあるのか）	
イ物的被害 （相手方のどこと輸送車両 のどこがぶつかったのか）	
（2）当方	
ア人的被害 （流血しているか、 意識はあるのか）	
イ物的被害 （相手方のどこと輸送車両 のどこがぶつかったのか）	
7　立会警察官	警察署
8　受託業者立会者名	

9　当日の作業への影響	
10　相手方意見	
11　病院での状況	
（1）病院名及び所在地	
（2）医師の診断はどうだったか	
（3）全治どのくらいか	
（4）入院の有無 （集中治療室or一般病棟）	
12　明日以降の作業への影響	
13　その他コメント	
14　現場写真	

事故報告書

<table>
<tr><td>事故発生日時</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日　　時　　分頃　　曜日　　天候</td></tr>
<tr><td>事故発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">当　　方</td><td colspan="2">相　　手　　方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運転手
又　は
当事者</td><td rowspan="2">（氏名）
歳</td><td>会社名

所在地
電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>運転手

又は

当事者</td><td>(氏名)
歳</td></tr>
<tr><td>車　両
番　号</td><td>横浜</td><td>車　両
番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>年　式
形　式</td><td>平成　　年式</td><td>年　式
形　式</td><td></td></tr>
<tr><td>被　害
程　度
（破損
ヶ所）</td><td></td><td>被　害
程　度
（破損
ヶ所）</td><td></td></tr>
<tr><td>立　会
職　員</td><td></td><td>立　会
警察官</td><td></td></tr>
<tr><td>処理及び
その後の
交渉経過</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処理方針</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（事故概要）

速度	当方　　Km/h　（制限速度　　Km/h）　相手　　Km/h　（制限速度　　Km/h）

（相手意見）

（現場見取図）　（注）道路幅、標識等を記入すること。

上記のとおり報告いたします。

㊞

平成　　年　月　日

事故指導報告書

事故発生日　　平成　　年　　月　　日　（　　曜日）
事故発生場所　　区

1　当該従事者に対する指導内容

○　指導内容（具体的に）

○　当該従事者の日常業務および性格等の分析

○　当該従事者の事故に対する意見

2　全従事者に対する指導内容

○　指導内容（具体的に）

○　従事者の事故に対する反応

3　当該事故の原因及び改善策

○　事故の分析

○　事故の原因

○　作業の改善策

4　その他意見

上記のとおり報告いたします。

平成　　年　　月　　日　　社名・代表取締役名・印

本工事・本委託に適用する仕様書等

以下に〇印を付した仕様書、作業基準を適用する。

	特記仕様書	適用年月
	横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書	平成２２年４月
	段階点検制度における特記仕様書	平成１８年４月
	安全管理指定工事特記仕様書	平成１８年４月
	電子納品に関する特記仕様書	平成２０年９月
	※中間技術検査に関する特記仕様書	平成１８年４月
	※契約後ＶＥ方式の実施に関する特記仕様書	平成１８年４月
	共通仕様書	**適用年月**
	※工事共通仕様書	平成２２年４月
	※建設副産物の処分先	平成２２年４月
	※電気設備工事共通仕様書	平成１８年６月
○	※委託共通仕様書	平成１８年４月
	構内作業基準	**適用年月**
○	※資源循環局工場構内作業基準	平成２２年１１月
	※資源循環局処分地・排水管理構内作業基準	平成２２年１１月
	※資源循環局各施設構内作業基準	平成２２年１１月

※印を付した仕様書、作業基準については、資源循環局ホームページで参照すること。

参考ＵＲＬ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kouji/index.html

資源循環局委託共通仕様書

１　総　則

（１）本委託は、横浜市委託契約約款を適用する。

（２）本委託の仕様は、特記してある事項の他は、この共通仕様書による。

（３）本仕様は、横浜市資源循環局が発注する委託業務に適用する。

２　提出書類等

提出書類等は下記の書類とする。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
内訳書	契約書提出時	２部	
現場責任者 業務従事者選定通知書	契約の履行の着手前	２部	
契約履行着手届出書	業務着手前	２部	契約締結後７日以内
工程表	業務着手前	２部	契約締結後７日以内
受領書・借用書	引き渡し時	２部	材料又は貸与品の引き渡しが有る場合
安全管理に係る着手届	業務着手前	２部	
安全作業計画書	業務着手前	２部	
有資格者一覧表	業務着手前	２部	
場内車両駐車許可申請書	業務着手前	１部	
打合せ議事録	業務着手中	２部	打合せ後７日以内
履行業者出退届	毎日出退時	１部	
履行作業予定表	毎日出庁時	１部	
履行作業日報	毎日退庁時	１部	
電源・用水許可申請書	その都度	１部	
機器使用許可申請書	その都度	１部	
報告書写真（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ写真）	業務完了後	１部	電子納品
履行報告書（成績表等含む）	業務完了後	２部	
履行済部分検査申請書	業務完了後	２部	部分検査が有る場合
完了届出書	業務完了後	２部	
その他本市立会職員が必要と認めたもの	その都度	必要数	

３　電力並びに用水の使用について

本委託業務において当施設で直接使用する電力並びに用水については、本市より無償で支給するが、使用場所、使用方法等について事前に本市立会職員と協議すること。また、使用に際しては、書面を添えて本市立会職員に申し込むこと。

４　履行上の注意

（１）本委託の履行に際し、当施設の業務に支障を生じさせないよう本市立会職員と履行計画を協議すること。

（２）車で来庁した場合は速やかに本市立会職員に申し出て、所定の手続を行うこと。

（３）本委託の履行に際し、資格を必要とする作業については、必ず有資格者を配置すること。

５　安全管理

（１）受託者は、本委託の履行に際し、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全作業を行うこと。

（２）受託者は、作業を安全に遂行するため、資源循環局各構内作業基準を遵守し、安全作業計

画、安全処置（危険表示、足場、柵、網等）、緊急連絡先を明確にした安全作業計画書を作成し、本市立会職員に提出するとともに、その内容を作業者に徹底させること。

（３）火気及び電気機器の使用については十分に注意し、喫煙等は指定の場所で行うこと。

（４）受託作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。

（５）酸素欠乏等危険が伴う作業については、適切な措置を行い危険防止に努めること。

（６）作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

（７）焼却炉関連の作業については、平成１３年４月２５日 厚生労働省 基発４０１号「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の内容を遵守し作業にあたらなければならない。

６　事故処理

受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において直ちに原状に復する。

７　かし担保

本委託のかし担保期間は、特記仕様書に記載のない限り、委託契約約款に定める期間とする。

８　疑義

受託者は、本委託業務着手前に現場及び設計図書等を十分調査のうえ、疑義を生じた場合は本市立会職員と協議すること。その他、本委託の履行中に生じた疑義については、本市と受託者双方の協議により解決する。

９　廃棄物の処理

受託業務以外で発生した廃棄物（飲食の容器など）については、受託者の責任において処理すること。

10　付則

本仕様書は、平成１８年４月１日より適用する

資源循環局工場構内作業基準

平成２２年　１１月

目　　次

第　1　章　　総　　則

第１条　目　的 ---------- 1
第２条　基準の適用 1
第３条　請負人等の責務 ---------- 1
第４条　現場代理人等の責務 1
第５条　作業員の責務 ---------- 1

第　2　章　　作業基準

第６条　作業基準の遵守 ---------- 1
第７条　作業安全点検 1
第８条　作業安全パトロール ---------- 1
第９条　連絡及び調整 1
第 10 条　服　装 ---------- 2
第 11 条　保護具及び測定機器 2
第 12 条　整理、整頓 ---------- 2
第 13 条　作業場所等の明示 2
第 14 条　作業場所の安全確認 ---------- 2
第 15 条　作業場所の危険防止 3
第 16 条　高所作業 ---------- 3
第 17 条　高温、多湿場所での作業 3
第 18 条　粉じん等の多い場所での作業 ---------- 3
第 19 条　石綿を含有する材料等の撤去及び解体作業 4
第 20 条　ダイオキシン類のばく露又はその懸念がある場所での作業 ---------- 4
第 21 条　酸素欠乏危険場所での作業 4
第 22 条　薬品、危険物及び化学物質の取扱作業 ---------- 5
第 23 条　ガス溶接作業 6
第 24 条　アーク溶接作業 ---------- 6
第 25 条　研削作業 6
第 26 条　切削作業 ---------- 7
第 27 条　クレーン、玉掛作業 7
第 28 条　人力運搬作業 ---------- 7
第 29 条　動力運搬車作業 7
第 30 条　火気の取り扱い ---------- 8
第 31 条　塗装作業 8
第 32 条　電気作業 ---------- 8
第 33 条　工場余熱利用施設への準用 9
第 34 条　事故等の報告 ---------- 9
第 35 条　共通事項 9

第　3　章　　工場構内における注意事項

第 36 条　工事施工にあたっての注意事項 ---------- 9

付則

別表－１　保護具着用基準 ---------- 11
別表－２　酸素欠乏危険場所等に係る作業場所 12
廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（抜粋） ---------- 13

第　１　章　　総　　則

第１条　目　的

この基準は、横浜市資源循環局が発注するごみ焼却工場構内の工事及び委託業務において、工事請負人及び委託業務受託者（以下「請負人等」という。）が安全に作業を行う上で必要な事項を定めることにより、事故及び災害の根絶に資することを目的とする。

第２条　基準の適用

この基準は、横浜市資源循環局が発注する工事及び委託業務(以下「請負工事等」という。)に適用する。

第３条　請負人等の責務

１　請負人等は、「労働安全衛生法」平成 13 年４月 25 日厚生労働省 基発４０１号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等の関係法令に基づき、ごみ焼却工場構内で働く作業員の労働の安全及び健康の確保並びに快適な作業環境の促進を図らなければならない。

２　請負人等は、請負工事等を施工又は履行する場合は、この基準に従わなければならない。

３　請負人等は、請負工事等の施工又は履行にあたり、作業場所に常駐する現場代理人及び現場責任者（以下「現場代理人等」という。）を選定し、その氏名等を横浜市に届出なければならない。

４　請負人等は、横浜市監督員又は横浜市立会職員（以下「監督員等」という。）による安全に係る指導、注意、改善の指示に従わなければならない。

５　請負人等は、現場代理人等及び請負工事等に基づき作業を行う者（以下「作業員」という。）がこの基準に基づいた作業が可能となるような環境をつくらなければならない。

第４条　現場代理人等の責務

１　現場代理人等は、請負工事等を施工又は履行する場合は、この基準に従わなければならない。

２　現場代理人等は、作業員に対し、この基準の遵守に関する指導をしなければならない。

３　現場代理人等は、作業員の安全作業を確認し、その状況を常に把握しておかなければならない。

第５条　作業員の責務

作業員は、この基準に基づいて作業を行い、自ら作業の安全を図らなければならない。

第　２　章　　作業基準

第６条　作業基準の遵守

１　請負人等は、建物、機器設備等を損傷又は汚損してはならない。

２　請負人等は、必要な場所に安全標識を明示しなければならない。

３　請負人等は、関係者以外を作業場に立ち入らせてはならない。

４　請負人等は、事故、火災、その他異常を発見した場合は、直ちに監督員等又は本市職員に通報しなければならない。

５　請負人等は、危険を伴う作業を行う場合は、監督員等と十分な協議をし、原則として複数の作業員で行わなければならない。

第７条　作業安全点検

１　請負人等は、「安全管理に係わる着手届」及び「安全作業計画書」を監督員等に提出し、承諾を得なければならない。

２　現場代理人等は、作業に際し、「作業安全点検チェックシート」により作業の安全を確保しなければならない。また作業終了ごとに「作業安全点検チェックシート」を監督員等に提出しなければならない。

第８条　作業安全パトロール

現場代理人等は、請負工事等が長期間に及ぶ場合は、毎月１回以上パトロールを行うことにより、作業場所の安全確保を徹底させなければならない。

第９条　連絡及び調整

現場代理人等は、次に定める事項について、作業員に対する連絡及び調整を徹底させ、作業員の作業の安全を図らなければならない。

(1)　作業を行う前に現場状況や同時作業の有無を確認するとともに、安全に関する事項を遵守すること。

(2)　作業員同士の連絡合図は正確に行い、連絡事項を相手が正確に理解したことを確認すること。

(3)　現場代理人等から作業の指示を受けた場合は、作業内容について不明な点がないように十分に打合せを行うこと。

(4)　異なった作業を同一場所で施工又は履行する等により、現場代理人等が複数となる場合は、事前に相互によく連絡及び調整を行い、作業期間中も連絡を取り合いながら、安全作業の遂行に支障のないよう努めること。

第10条　服　装

現場代理人等は、作業員に次に定める事項を遵守させ、作業の安全を確保しなければならない。

(1)　作業中、腰手拭や首タオルをしてはならない。

(2)　ボタンのとれたもの、又は外れかけた作業服を着用してはならない。

(3)　作業にあたって、保護具等の着用は、保護具着用基準（別表－１）によるものとする。

(4)　作業は原則として半袖及び半ズボンで行ってはならない。

第11条　保護具及び測定機器

1　現場代理人等は、損傷及び劣化の恐れのない指定場所に保護具を保管するとともに、使用に際しては、安全確認をしなければならない。

2　現場代理人等は、測定機器の保守点検を確実に行うとともに、使用に際しては、正常に動作することを確認しなければならない。

3　現場代理人等は、電気用保護具等（絶縁用保護具、防護具及び検電器等、安全確認器具をいう。）については、一定期間ごとに絶縁等の性能について検査し、安全に使用できる状態を保つとともに、その試験結果を記録しておかなければならない。

第12条　整理、整頓

1　現場代理人等は、作業場所及びその周辺の整理、整頓に努め、作業の安全を図らなければならない。

2　現場代理人等は、スクラップ、ウエス、番線、梱包材、保温材、その他のクズ類を散乱させてはならない。

3　現場代理人等は、工具類、資材等を適正に保管し、数量を確認しておかなければならない。

4　現場代理人等は、酸素ボンベ、アセチレンボンベを放置してはならない。

5　現場代理人等は、作業場所周辺の照明照度を適正にしなければならない。

6　現場代理人等は、引火物、爆発物等の危険物を、作業場所周辺から隔離するとともに、適正な表示をし、危険のないようにしなければならない。

7　現場代理人等は、消火栓、非常口、防火戸、配電盤、スイッチ等の付近に物を置いてはならない。

8　現場代理人等は、作業終了後、周囲の後片付け及び清掃を行い、工具、資材等を整頓し、置き忘れ等のないことを確認しなければならない。

9　現場代理人等は作業員に、道路上及び通路上で作業をさせてはならない。やむを得ず作業する場合には監督員等の許可を受け、所定の表示をし、災害防止措置をしなければならない。

10　現場代理人等は、道路及び通路には許可なく物を置いてはならない。ただし、監督員等の許可を受けた場合はこの限りでない。

第13条　作業場所等の明示

現場代理人等は、次に定める事項を作業場所に明確に表示し、自己の所在を明示しなければならない。

(1)　作業件名及び場所

(2)　請負人等の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）

(3)　現場代理人氏名又は現場責任者氏名

(4)　作業内容

(5)　作業期間

(6)　危険、注意等に関する事項（起動禁止、操作禁止等）

(7)　その他必要な事項

第14条　作業場所の安全確認

現場代理人等は、作業に際し次の各項を十分に確認し、作業の安全を図らなければならない。

(1)　安全通路は用途に応じ、適正な幅、強度を有していること。

(2)　グレーチング、階段等通路に障害物、踏抜き、凹凸、滑り等がないこと。

(3)　通路のグレーチング等を取外した場合は、適正な処置及び表示をすること。

(4)　グレーチングや階段上に、不要物、落下物が放置されていないこと。

(5)　脚立、梯子等は、転倒防止の措置が確実に講じられていること。

(6)　電気的安全が確保されていること。

(7)　作業場所で火気を使用する場合、周囲に引火物、発火物及び、爆発物等の危険物があるとき

は、火災、爆発を防止する適切な措置が講じられていること。

(8)　喫煙所、ストーブ、その他火気を使用する場所には、消火器等の消火設備を設けなければならない。

第15条　作業場所の危険防止

1　現場代理人等は、作業員の安全作業遂行のため、必要な危険防止策を講じなければならない。

2　現場代理人等は、安全通路、足場等の床材は転位、脱落等しないように、２箇所以上の支持物に強固に取り付けなければならない。

3　現場代理人等は、安全通路、足場面の障害物を除去しなければならない。ただし、障害物が建物や、設備等の構造物である場合は、安全標識等の設置など、危険の予告をしなければならない。

4　現場代理人等は、落下物による危険、又は作業員が落下する危険のある場所には、鉄網、保護柵、その他適切な措置を施すとともに、立入禁止区域を明示し設定しなければならない。

5　現場代理人等は、電気工作物の作業を行う場合、作業前に検電器で充電の有無を確認しなければならない。

6　現場代理人等は、電気充電部が露出している場所で作業を行う場合は、原則として停電させなければならない。ただし、これにより難い場合は、露出している充電部を完全に覆い、感電の危険がないように措置を講じた後でなければ作業を行ってはならない。

7　現場代理人等は、作業場所に露出した電線、ケーブル等がある場合、保護覆い、絶縁覆い等を用い、電線、ケーブル等を保護しなければならない。移動用ケーブルの場合には、作業場所内外にかかわらず、その電路の損傷を受ける恐れのある箇所について、保護覆いを施し外力から保護しなければならない。

第16条　高所作業

1　作業員は、高所作業（２m以上）を行う場合、作業前に足場、手すり等の安全を確認しなければならない。

2　作業員は、高所で墜落の恐れがある場所では、墜落防止のため、安全帯を使用し、又は必要に応じて防護網を張らなければならない。

3　作業員は、工具、材料などの落下防止措置を講じなければならない。

4　作業員は、所定の昇降設備を使用して昇降を行わなければならない。

5　作業員は、梯子を昇降する場合、固縛、倒れ止めなどを確認してから行わなければならない。

6　作業員は、墜落の恐れがある場合には、手に物を持って昇降してはならない。

7　作業員は、高所から物を投下してはならない。やむを得ず行う場合は、投下設備を設けるとともに、見張人を置くなど、安全確保のため必要な措置を講じなければならない。

8　作業員は、作業前に安全帯、防護網等の点検及び取付点検を行い、安全を確認しなければならない。

9　現場代理人等は、作業のため物体が落下することを防ぐ防護設備、あるいは立入禁止区域等の設定を作業前に行うことにより、安全を確認しなければならない。

第17条　高温、多湿場所での作業

1　現場代理人等は、作業員が高温、多湿場所で作業する場合には、適宜に休憩を取らせ、長時間にわたる連続作業を極力避けなければならない。

2　現場代理人等は、高温場所に、引火物、爆発物を近づけてはならない。

3　現場代理人等は、多湿場所で電気工作物に係る作業を行う場合、必ず当該電気工作物の電路を遮断し、必要により短絡接地をとらなければならない。

4　現場代理人等は作業員に、高温場所で作業する場合、必ず保護手袋等の保護具を着用させなければならない。

5　現場代理人等は作業員に、火煙等が吹き出す恐れがある煙道周囲等で作業を行う場合、保護眼鏡、保護手袋等を着用させるとともに、管制室に連絡し、煙道内圧力を常に負圧とし、付近のダンパ等の開閉状況を確認しなければならない。

第18条　粉じん等の多い場所での作業

1　作業員は、粉じん等の多い場所で作業を行う場合、必ず防じんマスク、防じん眼鏡等を着用しなければならない。

2　現場代理人等は、粉じん等を他の場所に飛散させないようにしなければならない。特に粉じん等が多量に付着した被服等で他の場所に出入りしないように努め、やむを得ず他の場所に出入りする必要のある場合には、必ず粉じん等を除去し、他の場所への飛散を防止しなければならない。

3　粉じん発生の恐れがある場合には、散水等の措置を講じた上で作業しなければならない。

第19条　石綿を含有する材料等の撤去及び解体作業

　現場代理人等は、作業員に石綿障害予防規則（平成１７年度厚生労働省令第２１号）を遵守して作業を行わせること。

第20条　ダイオキシン類のばく露又はその懸念がある場所での作業

１　廃棄物焼却施設内作業を行う請負人等は、厚生労働省通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等を遵守し、作業を行わなければならない。

２　作業責任者及び作業指揮者を選任しなければならない。ただし現場代理人等との兼務はこれを妨げない。

３　作業責任者は、「横浜市工場ダイオキシン類対策協議会」に参加し、ばく露防止に関して協議しなければならない。

４　作業責任者は常に管理区分を把握し、適正に指導しなければならない。

５　作業責任者は、作業前に作業員のダイオキシン類のばく露防止に関しての計画書を監督員等に提出し承諾を受けなければならない。

６　作業指揮者は、常時作業の指揮にあたるほか、作業員等の保護具の管理区分による適正着用状況の確認、粉じん発散源の湿潤化等を常に確認しなければならない。

７　作業指揮者は、作業員に対しダイオキシン類に関する性状、有害性、取り扱い、事故時等の措置に関する安全衛生教育を行わなければならない。（教育実施記録を提出すること）

８　解体作業にあたって作業責任者は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」厚生労働省労働基準局化学物質調査課編に従い作業するとともに、次に定める事項を監督員等に提出し承諾を受けなければならない。

(1)　廃棄物焼却施設解体工事の際の計画の届出書

(2)　管理区分と保護具の使用区分計画（保護具のメーカー・型式等）

(3)　監督員と協議の上、決められた汚染物のダイオキシン類の分析を行う場所・サンプル数等

(4)　監督員と協議の上、決められた空気中のダイオキシン類の濃度の測定場所・サンプル数等

(5)　監督員と協議の上、指示された場所のダイオキシン濃度の測定を行い報告すること。

９　作業指揮者は、事故が発生した場合、速やかに対策を講じなければならない。

10　作業指揮者は、廃棄物の焼却施設等のばいじん及び焼却灰等の燃え殻の取扱作業及び解体作業に伴って発生したダイオキシン類により汚染された物の取扱作業を、女性作業員に行わせてはならない。

11　作業指揮者は、作業員の作業衣等に付着した焼却灰等により休憩場所を汚染しないよう、休憩場所の入口に汚染除去設備（エアシャワー、温水シャワー、電気掃除機、十分湿らせたマット等）を設置し、身体、衣服に付着した焼却灰等を除去しなければならない。

12　作業員は、作業場所外に焼却灰等が付着した作業衣等を持ち出してはならない。

13　作業員は、保護具を使用区分に応じて、清浄な場所、衣服、防護具、身体などを汚染しないよう適切に使用しなければならない。また、汚染された恐れのある防護具、機材等については、温水、中性洗剤等で洗浄するとともに、洗浄した排出水については適正に処理しなければならない。

14　作業員は、エアラインマスクに供給される空気の酸素濃度が充分であることを確認するとともに、オイルミスト、汚染された粉じん、硫化水素、可燃性ガス、一酸化炭素、塩化水素等有害な物質を含まないことを確認してから使用しなければならない。

15　作業員は、作業工程の改善、発生源の密閉化、局所排気装置及び除じん装置の設置、作業場の湿潤化等を行うことにより、焼却灰等の粉じんの発生及びその発散の防止を図らなければならない。

16　作業員は、作業場内に飲食物、タバコ等を持ち込んではならない。

第21条　酸素欠乏危険場所での作業

１　何人も、酸素濃度 18%未満、硫化水素濃度 10ppm を超える場所に、空気呼吸器等の保護具なしで立ち入ってはならない。

２　請負人等は、別表－２に掲げる酸素欠乏危険場所等に係る作業に従事する場合、必ず酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「酸欠作業主任者」という。）を選任し、その立会いのもとに作業を行わなければならない。また、酸欠作業主任者は、適宜、作業状況及び保護具等の使用状況を監視しなければならない。

３　酸欠作業主任者は、作業を行う前に、当該作業場所における酸素濃度測定、あるいは硫化水素濃度測定を行わなければならない。その場合、その中の容積、構造等に応じて必要な測定点を測定しなければならない。

　また、作業中にあっても、空気中の酸素等の濃度が変化し、人体に有害な影響を及ぼす恐れのあ

る場合については、同様の測定を行い、記録しなければならない。
　なお、ごみピット、タンク等の内部での作業が予定されていない場合においても、ホース、ロープ等がごみピット、タンク等の内部に落下し、回収のためごみピット、タンク等へ立ち入る恐れがある場合は、事前に酸素濃度及び硫化水素濃度を測定し、記録しなければならない。
4　酸欠作業主任者は、酸素欠乏場所、酸素欠乏の恐れがある場所、硫化水素中毒の恐れがある場所等において、送風設備、外気取り入れフード等を設置し、酸素濃度を 18%以上に、かつ硫化水素濃度を 10ppm 以下に保つように換気しなければならない。
　また、作業予定場所周辺の酸素濃度等の測定値が基準内であっても、酸素欠乏の恐れがある場所、硫化水素中毒の危険のある場所では、必ず局所換気を行わなければならない。
5　酸欠作業主任者は、作業員が転落する危険がある場合、安全帯等を使用させなければならない。
6　酸欠作業主任者は、作業員が当該作業場所に入場及び退場する際、人員を点呼しなければならない。
7　酸欠作業主任者は、非常時に備えて、酸素欠乏危険場所の外部に監視人を配置し、作業の状況を監視させなければならない。
8　酸欠作業主任者は、酸素欠乏危険場所、又はこれに隣接する場所について、関係者以外の立入りを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
9　酸欠作業主任者は、酸素欠乏危険場所での作業に作業員を従事させる場合、次に定める事項について特別の教育を行わなければならない。
(1)　酸素欠乏症等の原因及び症状
(2)　空気呼吸器等の使用方法
(3)　事故の場合の退避及び救急そ生の方法
10　酸欠作業主任者は、空気呼吸器、その他の避難用具を非常の際に直ちに使用できる状態にしておかなければならない。
11　酸欠作業主任者は、硫化水素等が異常に発生する恐れのある沈殿物の撹拌等の作業にあたっては、作業員に空気呼吸器等を使用させなければならない。
12　酸欠作業主任者は、２槽以上連結されているタンク等の換気を行う場合、作業員が作業をしている槽から作業員がいない槽へ送気しなければならない。
13　酸欠作業主任者は、タンク等（酸素欠乏危険場所等）の出入口が屋内にある場合、当該屋内作業場の換気についても留意しなければならない。
14　酸欠作業主任者は、作業員がタンク等の内部に立ち入る場合、警報装置付きの硫化水素濃度測定器を携行させなければならない。
15　酸欠作業主任者は、酸素濃度計等測定機器の保守点検を確実に行わなければならない。特に測定機器の校正及びセンサー、電池等の消耗部品の交換を早めに行わなければならない。
16　酸欠作業主任者は、以上の措置を講ずべき旨を見易い場所に表示しなければならない。

第22条　薬品、危険物及び化学物質の取扱作業

1　現場代理人等は作業員に、爆発、火災等の危険のある場所で、薬品、危険物、劇薬、化学物質の取り扱いに係る作業を行わせる場合、作業員に関連法令等を遵守させる他、適切な安全策を講じなければ作業をさせてはならない。
2　危険物を取り扱う場合、本市危険物保安監督者の指導の下に作業をしなければならない。
3　アンモニア等の特定化学物質を取り扱う場合、特定化学物質等作業主任者技能講習修了者の指導の下に作業をしなければならない。
4　指定された危険物以外の物を使用してはならない。（例：洗油を使用すべきところでシンナーを使うなど）
5　危険物については、指示された方法や作業基準に従って使用しなければならない。
6　現場代理人等は、爆発性、発火性、引火性の危険物について、品名を明記するとともに、所定の注意標識を掲示し、決められた場所に適正保管しなければならない。
7　危険物の付近で、火気を使用してはならない。
8　危険物の取扱場所には、危険物の種類に応じた消火器等を用意しなければならない。
9　プロパンやアセチレン等が入っている容器を、直射日光の当る場所や温度が高くなる場所に置いてはならない。
10　危険物の入った容器を転倒、落下、衝撃を加えるなど粗暴に取り扱ってはならない。
11　ガソリン、シンナー等揮発性危険物は、完全に蓋をして蒸発を防止しなければならない。
12　塩酸等を取り扱う場合、ミスト飛沫による事故を予防するため、保護眼鏡、マスク等で防護し、

皮膚を露出し作業してはならない。

13　消石灰等、粉末の薬品を取り扱う場合、飛散しないように十分注意し、保護眼鏡、マスク等で防護し、皮膚を露出し作業してはならない。

14　みだりにアルカリ性物質と酸性物質を混合してはならない。

15　薬品貯留設備、輸送設備等の修理のため、設備の一部を分解し、又は貯留タンク内部に入る場合、タンク内、配管内の残液を完全に除去、清掃し、酸素濃度等を測定した後に、作業を行わなければならない。

第23条　ガス溶接作業

1　現場代理人等は、作業員にガス溶接作業を行わせる場合、保護眼鏡、保護手袋（軍手使用禁止）などの所定の保護具を使用させなければならない。

2　ガス溶接作業を行う者は、ガス溶接技能講習修了者又は同等の資格を有するものでなければならない。

3　作業前に周囲に燃え易い物がないか、他の作業員に危害を加える恐れがないかを十分確認し、必要な場合は、適切な養生をした上で作業にあたらなければならない。

4　ガス器具は作業開始前に点検し、欠陥の有る物を使用してはならない。

5　ガス又は酸素が漏れていないことを確認しなければならない。

6　油、ごみ等の付着した手袋でボンベを交換してはならない。

7　アセチレンボンベを横にして使用してはならない。

8　酸素ボンベを立てて使用する場合、転倒しないように柱等に固定させなければならない。また、横にして使用する場合は、ボンベが転位しないように固定するとともに、バルブの口金を人体、又は設備機器の方へ向けてはならない。

9　作業場所から離れるとき、圧力調整弁を零に戻さなければならない。

10　作業終了時には、周辺に飛火がないか確認し、後始末を確実に行わなければならない。

第24条　アーク溶接作業

1　現場代理人等は、作業員がアーク溶接作業を行う場合、粉じんマスク、保護眼鏡、保護手袋（軍手使用禁止）など所定の保護具を使用させなければならない。また、溶接棒ホルダは絶縁耐力及び耐熱性を有するものを使用させなければならない。

2　アーク溶接作業を行う者は、アーク溶接特別教育修了者又は同等の資格を有するものでなければならない。

3　作業前に周囲に燃え易い物がないか、他の作業員に危害を加える恐れがないかを十分確認し、必要な場合は、適切な養生をした上で作業にあたらなければならない。

4　アーク溶接機の使用前点検を実施し、異常のないことを確認しなければならない。

(1)　溶接棒ホルダ絶縁保護部に異常のないこと。

(2)　接地線の切断、接地極の浮き上り等の異常のないこと。

(3)　電線、ケーブル等に異常のないこと。

5　アーク溶接機は自動電撃防止装置付のものでなければ使用してはならない。

6　アーク溶接機の１次側電路には、漏電遮断装置を設置しなければならない。

7　アーク溶接機の２次側電線は、溶接の際に流れる電流を完全に通すことのできる太さでなければならない。

8　作業場所を離れるときは必ずスイッチを断にしなければならない。

9　作業終了時に周辺に飛火がないか確認し、後始末を確実に行わなければならない。

第25条　研削作業

現場代理人等は、作業員に研削作業を行わせる場合、次に定める事項を遵守させなければならない。

(1)　グラインダー作業

ア　研削と石は、覆いを設け、粉じん防止装置を講じたものを使用すること。

イ　粗削りには仕上げと石を使用しないこと。

ウ　と石と作業台のすき間は、３㎜以内に調整して使用すること。

エ　と石車の側面を使用しないこと。

オ　と石で鉛を削らないこと。

カ　と石車の取替え及び試運転は、予め指定された者（研削と石の取替え等の業務に係る特別教育を受けた者に限る）が、実施すること。

キ　と石車の試運転は、毎日の作業開始に先立ち１分間以上、と石車を交換したときは３分間

以上実施すること。
ク　作業中は保護メガネ、防塵マスク、耳栓、手袋などの防護具を着用すること。
ケ　加工物はしっかりと固定すること。
コ　粉じんの飛散防止と十分な換気をすること。
サ　作業場所を離れるときは必ずスイッチを断にすること。

(2)　サンダー作業

ア　と石の小さくなったものを使用しないこと。
イ　握り手以外の部分を持って使用しないこと。
ウ　と石を裏返しにして使用しないこと。
エ　と石の飛び散る方向を見定めて使用すること。
オ　作業中は保護メガネ、防塵マスク、耳栓、手袋などの防護具を着用すること。
カ　サンダーは両手でしっかり持ち、加工物はしっかりと固定すること。
キ　粉じんの飛散防止と十分な換気をすること。
ク　作業場所を離れるときは必ずスイッチを断にすること。

第26条　切削作業

1　作業員は、作業開始前に機械各部の異常の有無を点検しなければならない。
2　機械の清掃や修理等を行う場合、機械を止めて行うとともに、スイッチ等に「点検中操作厳禁」などの表示をしなければならない。
3　機械の操作中は、許可された場合を除き、手袋を着用してはならない。
4　切粉の除去は用具を用いて行い、決して素手で行ってはならない。
5　作業場所を離れるときは必ずスイッチを断にすること。

第27条　クレーン、玉掛作業

1　現場代理人等は、有資格者の作業員がクレーンを運転する場合、作業開始前にクレーン各部と玉掛用具については、始業点検を行わなければならない。またクレーンについては、労働安全衛生法第 45 条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。補修、点検にあたっては、墜落等の災害防止に留意しなければならない。
2　作業員は、クレーンにその定格荷重以上をかけて使用してはならない。
3　玉掛用具は荷に適したものを使用し、玉掛方法については、クレーン等安全規則第 215 条から第 219 条の２に定められた方法に従わなければならない。
4　クレーン使用の玉掛け作業は、外れ止め付き安全フックを使用しなければならない。
5　作業員の合図者は、合図前に作業員の位置、その他周囲の安全を確認しなければならない。
6　作業員の合図者は、１人の者が正確に、はっきり行わなければならない。
7　作業員は、１本１点吊り、段吊りを行ってはならない。
8　作業員は、ワイヤーの吊り角度は 60°以内としなければならない。
9　作業員は、ワイヤーの滑り易い物には、あだ巻等の処置を行い、角の鋭い物にはあて物をしなければならない。
10　作業員は、地切り、接地の際には、直前で一旦停止し、荷の状態を確認しなければならない。
11　作業員は、吊荷に乗ってはならない。
12　作業員は、吊荷の移動の際には、吊荷に近づいてはならない。
13　作業員は、吊荷の下に入ってはならない。
14　吊荷と壁の間に入ってはならない。

第28条　人力運搬作業

1　作業員は、物を運搬する場合無理をせず、できるだけ人手を借り、可能な限り運搬用具を用いなければならない。
2　作業員は、物を持ち上げる場合、腰をしっかり落とし、手を深くかけて持つようにしなければならない。
3　作業員は、物を抱えて運ぶ場合、足元に十分注意しなければならない。
4　作業員は、高所、足場上等で物を運ぶ場合、落下させないような方法を講じなければならない。
5　作業員は物を降ろす場合、手指をはさまれないよう十分注意し、決して投げ出してはならない。
6　作業員は、物を置く場合、傾いたり、崩れたりしないように安定良く置かなければならない。
7　作業員は、共同運搬作業を行う場合、相互に声をかけ合い、つまずかないように調整し、ゆっくり歩行しなければならない。

第29条　動力運搬車作業

1　作業員は、動力運搬車（以下「運搬車」という。）に 100kg 以上の物を積卸しする場合は、現場代理人等の指揮の下に行わなければならない。
2　作業員は、積荷の種類、数量に適した運搬車を使用し、制限荷重を越える荷を積んではならない。
3　作業員は、運搬車の積荷について、移動中の振動も考慮し、荷崩れや落下などがないようにロープ等で縛り、支柱を立てる等の処置を講じなければならない。
4　作業員は、運搬車の荷台の長さ又は幅いずれかの長さに対し 1/2 以上の積荷を積卸しする場合は、荷台の上に乗ってはならない。
5　場内運搬で荷台からはみ出すものを取り扱う場合、事前に通路を確保し、移動中も接触事故を起こさないようにしなければならない。
6　作業員は、運搬車への上乗りをしてはならない。止むを得ず上乗りする場合は、現場代理人等の許可を得なければならない。
7　作業員は、運搬車を後進させる場合、原則として誘導者をつけ、誘導者の合図により後進させなければならない。
8　現場代理人等は、フォークリフト、ショベルローダー等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合、事前に作業計画を作成し、作業員に周知を図るとともに、作業の指揮を行わなければならない。

第30条　火気の取り扱い

1　現場代理人等は作業員に、施設内では許可を受けた場所以外で火気を使用させてはならない。
2　作業員は、火気を使用する場合、消火器等を用意しておかなければならない。
3　現場代理人等は作業員に、油類、紙類、その他燃え易い物の付近で、火気を使用させてはならない。
4　粉じん爆発を防止するため、粉じんの発生している場所で火気を使用してはならない。
5　作業員の喫煙については、指定された場所で行い、歩行中の喫煙、くわえタバコでの作業を行ってはならない。
6　現場代理人等は、作業員に「火気厳禁」等の表示のある場所では、火気を使用させてはならない。
7　現場代理人等は、作業員にガスボンベ、ガス取出口、塗装機、ペンキ缶置場、給油場所等から５m以内では、火気の使用や火花を発生する機器を使用させてはならない。
8　施設内では焚火をしてはならない。
9　現場代理人等は、火気使用後は確実に残り火の始末をしなければならない。

第31条　塗装作業

1　現場代理人等は、塗装箇所付近では「火気厳禁」の表示と縄張りを行い、必要があれば見張人を置かなければならない。
2　現場代理人等は、作業員に防毒マスク、エアラインマスク等、決められた保護マスクを確実に使用させなければならない。
3　現場代理人等は、作業員に狭あい区間では、十分な換気を行わせるとともに、必要に応じてガス検知を行わせなければならない。
4　作業員は、狭あい区間での塗装作業について、原則として２人以上で行うとともに、出入口には名札を掛け、所在を明らかにしておかなければならない。
5　作業員は、狭あい区間では防爆器具を使用しなければならない。
6　ペンキ缶は、指定された場所に置き、所定の注意表示を行わなければならない。
7　ペンキ缶に許可なくシンナー等を入れてはならない。

第32条　電気作業

施設内で電気作業及び電気の取り扱いを行う作業員は、横浜市電気工作物保安規程第１ブロック施行細則及び次に定める事項を遵守し、安全作業を行わなければならない。

(1)　一般取扱事項

ア　電路や電気器具の修理等は、電気工事士等有資格者以外の者が行ってはならない。
イ　火災、爆発、感電等を防止するため、盤、ボックス等のカバーは必ず閉めておかなければならない。
ウ　漏電遮断装置付電気機器を使用する場合は、使用前にテストボタンを押してその作動をチェックしなければならない。
エ　機器の損傷や火災を防止するため、ヒューズ、過電流保護装置は値の設定変更や、取替えなどを行ってはならない。
オ　電動ドリル等の電動工具や可搬式電動機は、必ずアースを取ってから使用しなければなら

ない。
カ　作業員は、電線やコードの接続は完全に行い、接続部や露出部を確実に被覆しなければならない。
(2)　電気作業
ア　作業員は作業にあたり、必ず検電器を携帯し、必要以外の工具等を持たないようにしなければならない。
イ　移動用機器を使用する場合、漏電等危険のないことを確認しなければならない。
ウ　作業場所周辺に活線部がある場合、絶縁保護具（絶縁ヘルメット等）を使用し作業にあたらなければならない。
エ　盤内作業を行う場合、露出された電気充電部の有無を確認した後、安全措置を施してから作業にあたらなければならない。
オ　電動機、コンデンサ等充電機器の点検、絶縁測定、耐圧試験等の作業を行う場合、残留電荷の放電を確認しなければならない。
カ　照明器具の清掃、管球交換を行う場合、原則として電路を遮断して行わなければならない。
キ　濡れた手等で電気充電器具にふれてはならない。
ク　電灯コンセントから分岐使用を行う場合、回路の総負荷容量を 1.5kW までとしなければならない。
ケ　仮設電源の設置は、指定された電源盤から安全確実に分岐しなければならない。
また負荷容量に見合う適正な分岐回路としなければならない。（開閉器、遮断器の容量、配線太さ等を十分に考慮すること）

第33条　工場余熱利用施設への準用

工場余熱利用施設での工事及び委託業務についても、この基準の規定を準用する。

第34条　事故等の報告

1　現場代理人等は、作業員等に災害が発生した場合、直ちに監督員等に報告しなければならない。
2　請負人等は、作業着手及び作業終了時には必ず監督員等に報告しなければならない。

第35条　共通事項

工事管理、委託業務管理

(1)　施工計画と当該工場の工程の調整

工場は一年を通じて稼動しているため、請負人等は、施工にあたり監督員等と十分協議の上、工場運転計画に支障のないよう施工計画を立て、監督員等に提出しなければならない。

(2)　周囲工作物その他の損傷防止

請負人等は、現場付近及び現場周囲にある工作物、通路等に損傷を与える恐れのある場合は、事前に適切な予防措置を講じなければならない。

(3)　工事・委託に係る電力・用水を工場内部から使用する際は、書面をもって監督員等に届け出をし、許可を受けた上で使用しなければならない。

(4)　検査及び完成

当該工事等の完成は、請負人等の立会いのもと、自主検査合格後、横浜市検査員による完成検査の合格をもって完成とする。

(5)　部分引渡し

工事において、炉別又は各設備等、単体ごとに工事が完了するものについては、工事の完成に先立ち部分検査実施後の合格をもって部分引渡しとする。

(6)　作業員の指定

本工事・委託に従事する作業員等は、当該作業遂行に十分な知識と技能及び必要資格者とし、当該作業について安全及びダイオキシン等に関する特別講習を受けた者とする。

また、施工・履行上必要な基準及び規格を理解し円滑に作業を遂行できる者とする。

(7)　工事・委託の中止

ア　請負人等は、強風、大雨等悪天候条件等の際、監督員等の指示に従い作業を中止すること。
イ　請負人等は、監督員等が安全管理等に問題があると判断し、一時作業の中止を指示したときは、これに従うこと。

第　3　章　　工場構内における注意事項

第36条　工事施工にあたっての注意事項

1　既設ごみ焼却工場内のごみピット内、抜水した灰汚水槽、排水処理施設の各槽等は、酸素欠乏危

険場所に該当するので、作業にあたっては諸規定を遵守して行うものとする。
　また、工事の施工にあたっては、焼却炉の運転計画及びごみ搬入車、灰搬出車の動線等を妨げないように、施工計画を立てて作業すること。
2　平成１３年４月２５日 厚生労働省 基発４０１号「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「４０１号」という。）を遵守し作業にあたること。
3　請負人は工事着手前にダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を選任し、保護具、特別教育等実施対策について監督員と協議し、実施計画書を監督員に提出し承諾を受けること。
4　作業員には４０１号の内容に従い、適切な保護具を装着させること。また、管理区分等については、監督員と十分協議すること。
5　４０１号の趣旨に従い作業員に特別教育を必ず実施すること。
6　使用後の作業衣等の処分、洗濯等は４０１号の内容に従い実施すること。
7　工場構内では、二硫化炭素ガスの発生する可能性のある場所があるので、監督員の指示を受け、事前にガス濃度の測定を行い、必要に応じて指定の保護具を使用して作業すること。

附則　この基準は、平成８年４月１日から施行する。
附則　この基準は、平成13年４月１日から施行する。
附則　この基準は、平成13年６月１日から施行する。
附則　この基準は、平成18年４月１日から施行する。
附則　この基準は、平成22年８月１日から施行する。
附則　この基準は、平成22年１１月１５日から施行する。

保護具着用基準（参考資料）

別表－１

作業内容＼項目		1 皮手袋	2 軍手	3 ゴム手袋	4 ヘルメット	5 防じんマスク	6 簡易マスク	7 耳栓	8 安全帯防網	9 防護頭巾	10 安全靴	11 防じん眼鏡	12 保護眼鏡	13 酸素計	14 硫化水素計	15 局所排風機	16 消火器	17 長靴	18 帽子	19 電気用保護具	記事 ○印：必ず使用するもの △印：使用した方が良いもの ※印：適宜使用
A	炉内作業･煙道･ＥＣろ過式集じん器清掃等	○			○	○		△	※	△	○	○							※		･灰及びｸﾘﾝｶの除去・火格子点検整備・ﾎﾞｲﾗｰﾁｭｰﾌﾞ清掃点検･ろ過式集じん器内点検清掃：注意ﾀﾞｲｵｷｼﾝばく露場所
B	ホッパーステージ	○			○	○			※		○	○							※		ｸﾚｰﾝ点検･清掃　項目８は手下ろしによる投入作業時
C	投入ステージ	※	○	△	※	△	△	※	※		○	※							※		ｸﾚｰﾝ点検･清掃　項目８は手下ろしによる投入作業時
D	高所作業	△	○		○				○		○								※		クレーン・煙突等点検整備他
E	水槽内作業	○		△	○									○	○	○		○	※		
F	灰出し作業	○			○	○		△		○	○	○							※		
G	塗装作業	△	○		○	※					○		○			○			※		項目-５はケレン時、項目-15は密閉された所
H	溶接作業	○			○						○		○				○		※		項目-16は　火災の可能性のある場所
I	研削作業	○			○						○		○						※		研　磨
J	高騒音場所	○			○			※			○								※		工作室、機械室、他
K	薬品取り扱い	△		○	○						○		※					※	※		消石灰・ボイラー用・排水処理薬品等
L	通常作業	○	△		○						○								※		
M	電気作業	○	△		○						○								※	※	

＊ダイオキシン類ばく露場所での作業は下記の別表１－１を参考に保護具等を使用すること

別表１－１

防護具	管理レベル			
	高濃度汚染区域	第三管理区域	第二管理区域	第一管理区域
	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
マ ス ク	送気式気密服又は自給式呼吸用保護具併用形密閉服	プレッシャデマンド型エアラインマスク	高性能防じん防毒兼用マスク	高性能防じんマスク
眼　　鏡		防じん眼鏡	防じん眼鏡	防じん眼鏡
防護衣服	化学防護衣	密閉型防護服（耐水性）	密閉型防護服（耐水性）	通常作業着
保 護 帽	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット
手　　袋	化学防護手袋	化学防護手袋	化学防護手袋	皮手袋
安 全 靴	化学防護長靴	化学防護長靴	安全靴又は保護靴	革製安全靴

別表－２

酸素欠乏危険場所等に係る作業場所
次の各槽、装置、設備機器、部屋の内部等 １　ごみピット ２　灰ピット ３　換気装置が停止していたり、通気不十分な場合の危険箇所。 (1)　ごみ汚水ポンプ。 (2)　ごみ汚水槽室周辺。 (3)　ボイラー又はタンク等の内部(アルゴン炭酸ガス、ヘリウム又はアーク溶接を使用して行う溶接作業又はガス切断作業及び清掃を行う場合)。 (4)　火災の際、炭酸ガスなどの不燃ガス等で充満する消火設備の部屋。 ４　ごみ汚水槽、し尿槽、腐泥槽等有機物による腐敗等で酸素欠乏になりやすい場所。 ５　窒素ガス等の不活性ガスで置換、除去後のボイラー又はタンク等の内部。 ６　長期間使用されていない鋼製のボイラー又はタンク等で、その内壁が酸化されやすいもの。 ７　活性炭の保管場所 ８　前各号に掲げるほか、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者が指示する場所。 (例) 市水受水槽、湧水槽、高架タンク、温水高架タンク、高圧水槽、井水受水槽、灰汚水槽、再利用水受水槽、洗煙水槽、軟水タンク、脱気器、純水タンク、ブロータンク、復水タンク、井水タンク、汚水管人孔、雨水管人孔、灯油タンク、排水処理設備各水槽、 各種薬品槽（消石灰サイロ、塩酸タンク、硫酸タンク、アンモニアタンク、尿素水タンク、カセイソーダタンク、リン酸タンク、キレートタンク等）

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成１３年４月２５日抜粋）

（第１ 趣旨：労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的とする）

第２ 対象 作業		第３ ばく露防止対策として構ずべき内容		備考
1 運転・点検等作業	(1) 廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他燃え殻の取り扱い業務に係る作業 ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う灰出しの作業 イ 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業の前に行う清掃等の作業 ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰(ばいじん等)の固化等焼却灰、飛灰等を取り扱う作業 エ 焼却炉、集じん機等の外部で行う清掃等の作業 オ 焼却炉、集じん機等の外部で行う上記ア及びイの作業の支援及び監視等の作業 ※保守点検等に伴い、ばいじん及び焼却灰その他の燃えがら等を取り扱う作業は(1)に該当 (2) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備保守点検等の業務に係る作業 ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業 イ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却炉、集じん機その他の装置の運転、保守点検等の作業 ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う(2)のアの作業の支援、監視等の作業 ※耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業は、(2)に該当	1 運転、点検等作業及び解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずる。(共通措置) (1) 特別教育の実施 ア ダイオキシン類の有害性 イ 作業方法、事故時の措置 ウ 作業開始時の設備の点検 エ 保護具の使用方法 オ その他必要事項 (2) 作業指揮者の選任 ア 作業指揮者の選任、作業指揮 イ 保護具着用状況、発生源湿潤化の確認 (3) 発生源の湿潤化 ア 作業場におけるダイオキシン類を含む物の発生源の湿潤化(著しく困難な場合は除く) (4) 健康管理 ア 一般健康診断の徹底 イ 作業中にダイオキシン類に著しく汚染された場合又は恐れがある場合における医師の診察、処置 ウ 必要に応じた血中ダイオキシン類濃度の測定(30年間記録の保存) (5) 就業上の配慮 ア 女性労働者への配慮 (6) 保護具 ア 保護具の管理 (ｱ) 保護具の着用状況の管理 a 労働者に対する呼吸用保護具の着脱訓練 b 作業開始前における保護具の着用状況の確認 (ｲ) 作業後における保護具の取外し等 a エアシャワー等汚染物除去設備の設置 b 更衣室における保護具脱着の徹底 等 (ｳ) 日常の保守点検の徹底 (ｴ) 清水、温水等による洗浄(保護具、工具等) (ｵ) エアラインマスクへの清浄空気の供給 イ 保護具の選定 (ｱ) 管理区域に応じた適切な保護具の選定 (ｲ) 運転、点検等作業 レベル1～3(別紙4) (ｳ) 解体作業(汚染物サンプリング要調査) レベル1～4(別紙5) (ｴ) 高所作業、臨時(足場)作業は特例あり (7) 休憩室使用の留意事項 ア 作業衣等に付着した焼却灰等による汚染防止 (8) 喫煙等の禁止 イ 作業場における喫煙、飲食の禁止	2 運転、点検等作業において講ずべき措置 (1) 安全衛生管理体制の確立 ア 廃棄物の焼却施設を管理する事業者の実施事項 (ｱ) ダイオキシン類対策委員会の設置 a 産業医、衛生管理者、対策責任者等で構成する組織の設置 b ダイオキシン類へのばく露防止推進計画の策定 (ｲ) 対策責任者の選任 a ダイオキシン類対策委員会の運営、推進計画の委託先事業者等への周知 b ウの協議組織の運営 c 推進計画の実施に関すること (ｳ) 委託先事業者、関係請負人等との協議組織 a すべての関係事業者が参加する協議組織の設置 b 推進計画の具体的推進方法の協議 イ 受託事業者又は関係請負人の実施事項 (ｱ) ダイオキシン類対策実施責任者の選任 (ｲ) 推進計画を踏まえた対策の実施 (2) 空気中のダイオキシン類濃度の測定 ア 空気中のダイオキシン類濃度の測定 (ｱ) 運転、点検等が常時行われる作業場における測定 イ 測定結果の保存 (ｱ) 測定者、測定日時、測定方法、ダイオキシン類濃度等を記録、30年間保存 ウ 管理区域の決定(第1～第3までの管理区域あり) (ｱ) 作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に準じた管理区域の決定 エ 焼却灰等の粉じん、ガス状ダイオキシン類の発散防止対策 (ｱ) ウの結果、第2 or 第3管理区分となった作業場における発散防止対策の実施 (ｲ) 測定結果の関係労働者への周知	空気中のダイオキシン類濃度の測定 ・6か月ごとに1回、定期的に実施 ・測定位置(屋内) ① A測定に準じた測定 ② 単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50ｃｍ以上150ｃｍ以下の位置 ③ 単位作業場所について5以上の測定点数 ダイオキシン類の管理濃度基準⇒ 2.5pg-TEQ/m3
2 解体作業	(1) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取り扱いの業務に係る作業 ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却装置、洗煙設備、排水処理設備及び排熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業 イ 上記アに係る設備の大規模な撤去を伴う補修・改造の作業 ウ 上記ア及びイの作業に伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う作業		3 解体作業において講ずべき措置 (1) 対象施設の情報提供(廃棄物の焼却施設を管理する事業者) 図面、6月以内に測定したダイオキシン類濃度測定結果の元方事業者等への提供 (2) 安全管理体制の確立(元方事業者) ア 総括安全管理体制の確立 イ 関係請負人等との協議組織の設置 (3) 空気中のダイオキシン類濃度の測定及びサンプリング(解体作業を行う事業者) ア 空気中のダイオキシン類の測定 (ｱ) 単位作業場所ごと1箇所以上、解体作業前・解体作業中に少なくとも各1回以上 イ 解体対象設備の汚染物サンプリング調査 (ｱ) サンプリング調査時の保護具の着用 (ｳ) 追加サンプリング調査の実施(3，000pg-TEQ/m3を越えた場合) (ｴ) 調査の記録、保存(日時、実施者名、調査方法等を記録。30年間保存) (4) 解体作業の計画の届出(解体作業を行う事業者) ア 工事開始日の14日前までに所轄労働基準監督署長に提出(各図面、労災防止方法、工程表など) (5) 解体方法の選択(解体作業を行う事業者) ア 作業前ダイオキシン類測定結果、サンプリング結果等に基づき解体方法を決定(別紙6) (6) 付着物除去作業の実施(解体作業を行う事業者) ア 解体作業実施前における付着物(ダイオキシン類を含む)の除去 イ ビニールシートによる作業隔離、高圧水洗浄等による除去、除去前後の写真撮影 (7) 作業場所の分離・養生(解体作業を行う事業者) ア 管理区域ごとの仮設の壁等による分離、ビニールシート等による作業場所の養生 (8) 周辺環境への対応(解体作業を行う事業者) ア 解体作業によって生じる排気、排水、解体廃棄物の適正処理による周辺環境への影響防止 イ 作業終了後、敷地境界部での環境調査	(ｲ) 解体対象設備及び対象物 a 焼却炉本体⇒炉内焼却灰及び炉壁付着物 b 廃熱ボイラー⇒缶外付着物 c 煙突⇒煙突下部付着物 d 煙道⇒煙道内付着物 e 除じん装置⇒装置内堆積物及び装置内壁面等付着物 f 排煙冷却設備⇒設備内付着物 g 排水処理設備⇒設備内付着物 h その他の設備⇒付着物

個人情報取扱特記事項

（平成18年３月）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　横浜市（以下「甲」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、甲に通知しなければならない。

（従事者の監督）

第３条　乙は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４条　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６条　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（再委託の禁止等）

第７条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　乙は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

３　乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙

及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

４　乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第８条　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告、資料の提出等）

第９条　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時等における報告）

第10条　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第11条　乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

２　乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を乙に提出させなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

（様式１）

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）
横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所　　属	氏　　名 （自署又は記名押印）

（Ａ４）

（様式２）

平成　年　月　日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

（Ａ４）

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

（情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　この特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款（以下「約款」という。）の特記条項として、電子計算機処理等（開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。）の委託契約に関する横浜市（以下「甲」という。）が保有する情報（非開示情報（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。）及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2　情報を電子計算機処理等により取り扱う者（以下「乙」という。）は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条　乙は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　乙は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、甲に通知しなければならない。

3　乙は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4　乙は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について甲に報告しなければならない。

5　乙は、第2項及び第3項に定める乙の安全対策及び管理責任体制に関し、甲が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について甲乙協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条　乙は、この契約による業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条　乙は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第5条　乙は、書面による甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、甲から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため乙の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合は、乙は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他甲が指定する項目について、速やかに甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止等）

第7条　乙は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　乙は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該業務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3　乙は、前項の再委託を行う場合は、乙及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4　乙は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

（資料等の返還）

第8条　乙は、この契約による業務を遂行するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2　前項ただし書の場合において、甲が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3　第1項の場合において、乙が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、甲は、乙に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、乙は、甲の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、甲の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

（報告及び検査）

第9条　甲は、委託契約期間中必要と認めた場合は、乙に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2　甲は、委託契約期間中必要と認めた場合は、乙に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3　前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第10条　乙は、甲の提供した情報並びに乙及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（引渡し）

第11条　乙は、約款第27条第2項の規定による検査（以下「検査」という。）に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による業務を遂行するために乙又は再受託者が取り扱う非開示情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2　甲は、乙が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

（著作権等の取扱い）

第13条　この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)　乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（第二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、目的物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(2)　甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3)　乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

(4)　乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、当該著作物について、甲が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3　乙は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。